

食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会

第 35 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 20 年 1 月 18 日（金） 10:00～12:34

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

(1) リスクコミュニケーションの検証について

(2) 地方公共団体との協力について

(3) 三府省におけるリスクコミュニケーションの取組について

(4) その他

4. 出席者

(専門委員)

関澤座長、岡本専門委員、神田専門委員、近藤専門委員、多賀谷専門委員、
田近専門委員、千葉専門委員、山本（唯）専門委員、渡辺専門委員

(参考人)

川田専門参考人

(関係各府省)

厚生労働省 吉川情報管理専門官

農林水産省 浅川消費者情報官

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、西村勸告広報課長、

小平リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

- 資料 1 意見交換会の実施に関するガイドライン（案）
- 資料 2 地方自治体との協力ワーキンググループでの検討案
- 資料 3 - 1 リスクコミュニケーションに関する取組について
（別紙 1：食品安全委員会、別紙 2：厚生労働省、別紙 3：農林水産省）
- 資料 3 - 2 食品安全モニターからの報告（平成 19 年 9 月～11 月分）について
- 資料 3 - 3 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 19 年 10 月～12 月分）
について
- 参考 1 リスクコミュニケーション専門調査会 専門委員及び専門参考人名簿
- 参考 2 リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成 18 年 12 月 14 日食品安全委員会決定）
- 参考 3 リスクコミュニケーション専門調査会の今後の進め方について（案）

6. 議事内容

○関澤座長 定刻になりましたので、ただいまから、第 35 回「リスクコミュニケーション専門調査会」を開催いたします。

専門委員の皆様には、御多忙の中、御出席ありがとうございました。何人かまだお見えになっていらっしゃらないですが、追っておいでだと思います。

本日は、お手元の資料では、吉川専門委員、高橋専門委員、中村専門委員も御出席の予定だったんですが、所用により、急遽御欠席となりました。

また、唐木専門委員、高浜専門委員、中谷内専門委員、山本茂貴専門委員が御欠席で、9 名の専門委員と専門参考人の川田さんに御出席いただいております。

食品安全委員会からは、リスクコミュニケーション専門調査会御担当の小泉委員長代理と、少し遅れて野村委員、見上委員長、長尾委員、廣瀬委員に御出席いただいております。

厚生労働省からは、まだおいでになっていらっしゃいませんが、医薬食品局の吉川情報管理専門官が来られ、農林水産省からは、消費安全局の浅川消費者情報官に御出席いただいております。

食品安全委員会事務局のその他の出席者については、お手元の座席表を御覧いただきたいと思います。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元に議事次第がございますので、そちらを御覧ください。

それでは、配付資料について、事務局の方から御説明をいただきたいと思います。よろ

しく願います。

○小平リスクコミュニケーション官 おはようございます。資料の確認をさせていただきたいと思います。

今、座長からございましたように、議事次第が1枚目でございますが、急遽欠席となった吉川専門委員、高橋専門委員、中村専門委員が出席者の方に入っておりますので、御訂正いただければと思っております。

それから、座席表。

資料1「意見交換会の実施に関するガイドライン（案）」。

資料2「地方自治体との協力ワーキンググループでの検討案」。

資料3「リスクコミュニケーションに関する取組について」ということで、3府省からの最近の取組を説明する資料でございます。

資料3-2「食品安全モニターからの報告（平成19年9月～11月分）について」。

資料3-3「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成19年10月～12月分）について」。

更に、参考資料として、参考1、参考2、参考3が入っております。

もし資料で不足なところございましたら、事務局の方までお願いいたします。よろしいでしょうか。

○関澤座長 ありがとうございます。

まず最初の議題ですが、本日は「（1）リスクコミュニケーションの検証について」から始めたいと思います。

検証についてのワーキンググループを前回設定させていただきましたが、意見交換会の実施に関するガイドライン（案）をとりまとめていただいております。事務局から、ガイドライン（案）の全体の概要について御説明いただきたいと思います。よろしく願います。

○小平リスクコミュニケーション官 それでは、若干、前回からのおさらいも含めまして、一番下に参考3という1枚紙の資料が入っていると思います。これは「リスクコミュニケーション専門調査会の今後の進め方について（案）」ということで、前回御議論いただいたところでございます。

この裏に、時計文字でⅠ～Ⅴの5つの検討事項がありますが、今回資料1としてお出ししているのは「Ⅰ．リスクコミュニケーションの検証」ということで、これまで第32回では、リスクコミュニケーションの活動の評価の要点とか、チェックリスト案の検討、33回

では、そういった意見交換会の開催についてどのようなことを留意したらいいかということで、33回のときには、大きなマトリックス表を示して、皆様に御議論いただいたと思います。その際に、目的をきちっと設定する重要性でありますとか、設計とか実施、その後の評価を行い、次の改善に結びついていく重要性というものが指摘されました。このような1枚の表ではなかなか読み取りにくい部分もありましたので、それらを文章化して、共通の認識を持つために、ガイドラインにできるような形で、意見交換会実施に関するガイドライン（案）といったものをワーキンググループの方で御検討いただいたという経緯でございます。

それでは、資料1に基づきまして、簡単に触れさせていただきたいと思います。

先ほど、私が前々回の調査会で議論したと言ったところが13ページにございます。この「意見交換会を設計する際に考慮すべき要素と検討内容」という表よりももう少し大きな表を皆様方に御議論いただいたと思います。その中で、今回、いろいろ御指摘をいただいて、このガイドラインの中に文章化したらいいような事項が出てきたという位置づけになると思います。

1ページでは「1. 背景と目的」が書いてございます。これまでの経緯です。

また、一番下の辺りですが「本ガイドラインは、主として食品安全委員会が開催する意見交換会の計画と実施及び実施後の検証のため参考とすべき指針を提供する」ものであります。ただ、この基本的な内容は、その他の手法によるリスクコミュニケーションの方にも適用し得るのではないかとございまして。

3. には、この基本的なガイドラインの考え方の図がございまして。

まずは、ニーズなりをくみ取って、その意見交換会開催の必要性といったものを確認し、どのような意見交換会を設計したらいいかということで、目標・目的を設定する。

その目標・目的の設定を一度検証してみて、更に具体的な開催方法を検討し、そして実施する。

その後の効果の確認等を含めた評価を行い、その評価をまた次のところへフィードバックしていくといった形になるのではないかとございます。

以降、この図の進み方に沿って、簡単にどのようなことが記載されているかを説明させていただきます。

2ページ「4. 意見交換会の設計の準備」でございまして。

ニーズを把握するというところで、4.1.1には、ニーズを把握するためにどんな情報源があるかといった例を掲げてございまして。

4.1.2には、それを把握する方法として、できるだけこういった方法でニーズの把握に努めたらどうかということで、ヒアリングなりアンケートなり、あるいは「食の安全ダイヤル」からの声でありますとか、報道内容といったことを掲げてございます。

そして、意見交換会を実施するか否かの判断ということで、当然、リスクコミュニケーションというのは幅広い手法がまだまだあるわけですので、他の方法での補完も含めて、内容を明確にしながら設計を進めることになるかと思えます。

3ページの4.3では、意見交換会の設計について書いてございます。

4.3.1の真ん中辺りにありますが、意見交換会の目的とか内容などについて、まず検討するのを検討の第1段階として位置づけまして、一応その目的などをこれでいいかということでもう一度検証してみて、具体的な内容の詰めとして、次のステップに進んだらどうか。

12ページに添付資料がございますが、こういった作業の整理表の中に、こういった目的、目標を掲げるかといったことを落とし込んでいくことによって、後でまた検証する際に役立つということで、こういった整理表を利用したらどうかといった考え方が入ってございます。

3ページに戻っていただきまして、その内容なんですけれども、4.3.2には、まず意見交換会の目的をどのように設定するかということで、目的の例として幾つか掲げさせていただいております。

また、そのとき(2)では、平常時のものなのか、緊急時のものなのかということがありますが、緊急時の際には、緊急時の対応マニュアルみたいなものがございますので、そういったものの結果として意見交換会が必要であればということで、それはもう大変時期が迫っているので、検証の一部を省いてやるということも念頭に入れて、実施することもあり得るのではないかと思います。

(3)では、目的を踏まえて、目標を掲げるように書いてありますが、どのような効果を目指すのか、できるだけ数値化ができるような目標を掲げたらどうかといったことを書いてございます。

4ページでは、どのような対象の方に焦点を当てるべきかといったこと。

(5)では、規模をどのように考えるか。それは目的、対象者などを考慮し、どのような規模を考えるか。

(6)では、伝えるべきメッセージといったものは多くても3つ程度まででしょうけれども、そういうものを設定して、優先順位を明確化する。

(7) では、他省庁あるいは自治体、関係の団体等との協力がどのようにできるかといったことも検討することが掲げられております。

ただ、こういった細かいところについては、付属書と書いてありますが、もう少し具体的な考え方が打ち出せるようでしたら、後ろの方に付属書みたいな形でもう少し詳細な考え方を整理するというのも一案ではないかと考えられます。

4.3.3 は、そういった目的、目標、対象者などを設計した際に、ここで一度検証をしてみるといことで、担当者による検証に加えて、5 ページの上になるんですけども、できればアンケートでありますとか、関係するような代表者へのヒアリングを行うなどして、設計が本当に適切なのかといったことが検証できないかということでもあります。

それらを踏まえて、5 ページの下の 4.3.5 辺りで、次に具体的な実施の内容を詰めたかどうかということ、6 ページ辺りから、実施の方法といったところになってきます。これらにつきましては、どういうふうな内容の会にするのか。関係者との意見交換なのか、意見の聴取が主体になるのか、あるいはそういった実態を説明するものになるのか、情報提供になるのかなど、どのような形にするのか。

6 ページの中段になりますけれども、その際に、②コーディネーターとかコミュニケーターはどうするか。司会者をどうするか。説明の内容、運営の内容、使用するツール、検証の方法なども含めて、詳細な設計をするということになると思います。

5. のところで、実施になります。

実施に向けて、関係者間で情報を共有したり、あるいはコーディネーターやパネリストが事前に準備を行うということが成果を大きくすることになるということが記載されております。

7 ページの実施のところでは、実際に実施されるときになりますと、意見交換会を運営する、例えば進行に携わる人の資質とか力量というものがどうしても出てきます。そういったものは、やはり人材の育成といった要素が欠かせないものですから、こういったところを担う人として、どんな資質とかが必要でしょうかということがもし整理されるのであれば、付属書に整理したらどうかなといったところが書かれております。

「6. 実施後の評価」では、目的・目標、別途実施するような意見交換会に参加した人々の満足度といったものについて評価を行っていったらどうかということです。

6.1 では、そのための情報として、参加者の認識を確認したり、参加者のコメント、実施した後にアンケートをとった結果、あるいは報道の内容、「食の安全ダイアル」とかにもそういったコメントが寄せられると思いますし、また、食品安全モニターからの情報も

あります。そういったものが情報源になるのではないかと思います。

6.2は評価の実施なのですが、実際に設計をした担当者による反省、これは先ほど整理表を後ろの12ページで御紹介しましたが、その中の一連のところに書き込んでいたり、あるいは当然そのとき司会なりコーディネーターなりパネリストとして参加した方々に、どんな感じだったかというのを聞くのも評価になります。

6.2.3に「リスクコミュニケーション専門調査会による評価」というのが入っております。ここは現時点では内容を記載してございませんが、専門調査会として、委員会が行った意見交換会をどのように評価するかということについては、今回、この場で御議論いただけたらと思っております。個々のものを一つひとつチェックするというのはなかなか難しいでしょうし、またもう少し全体的な面を見て、このガイドラインに沿ってやった結果、どのようなことを留意したらいいかといった点で見ていただくのも必要かもしれません。その辺りのことを議論していただければと思っております。

8ページでは、評価結果を分析し、まだまだ目標に対して到達していないところをどのように是正したり、あるいは補足したりすることができるかということを検討することが、6.3.1辺りに記載してあります。例えば補足例とありますけれども、仮に意見交換会を実施して、どうも内容に関する理解が十分得られていないと判断したときには、もう少しわからないという意見が出たところの理解を進めるためにどんな資料をつくったらいいか、あるいはそういったものをホームページや季刊誌などを利用した補足説明が行えるかといった補足的なところを検討していくことが必要ではないかということ。

また、6.3.2は、目標を上回る成果が得られれば、他のリスクコミュニケーションの手段に展開できるのではないかといった成果も含めて、残しておいたら面白いのではないかといったところを書いてございます。

9ページの8.にございますが、こういった食品安全委員会が行っていくリスクコミュニケーション、意見交換会を含め、今後どのような点に更に留意していけば一層発展できるかといったことで、重要な取組ということで、幾つか考え方をまとめたかどうかということ。

例えば食品安全委員会が行っていくようなこういった取組は、関係者とか協力者というんでしょうか、例えば自治体の方、関係団体の方、「食の安全ダイヤル」にいろいろな意見をくださる方、あるいは食品安全モニターの方など、さまざまな連携によって行っていくことが重要であろうということを考えたかどうか。

(2)では、先ほど人材育成のことが出てきましたけれども、どのような人材が望まれ

るのかということをもし書けたら、書いておいたらどうか。

(3)には、リスクコミュニケーション活動の評価とありますが、「付属資料3」となっていますが、多分「付属資料4」の間違いだと思います。16ページになりますが、今日御欠席なんです、中谷内専門委員から、例えば意見交換会に当たってアンケートを実施する際に、1枚でぱっと聞いた方がいいし、その聞く内容について専門家の立場からこんな内容を考えたかどうかということを出していただいたものなんです、こういったアンケートを利用して、評価を行っていくといったことを考えたかどうかということも含めて、今後、更に一層の発展があるためにはどのような取組をしたらいいかといったことを、この辺りにもう少しふくらませて記載したらどうかと思っております。

9.として、このガイドライン自身は、当然試行錯誤の中で修正、改訂が行われるであろう。

10.には、用語の解説が書いてございます。

14ページは、近藤専門委員から出していただきました。モニターなりダイヤルなどに寄せられた声をどのように反映していくかという際に、どういう視点を持って分析をしたらいいかといったことで、経験を踏まえまして、資料をお出しいただきました。これをそのまま利用するか、あるいは前の方に盛り込むべき内容があるかといったことの御意見等をいただければと思っております。

このような内容なんですけれども、まだまだ補足をしなくてはいけないところがあると思いますが、全体として抜けているところがあるのか、また必要な視点として何があるのか、また先ほど7ページのところで触れさせていただいたんですが、専門調査会としてどのように評価をするのかという辺りについて御議論いただければ助かります。

説明がちょっと長くなりまして申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○関澤座長 どうもありがとうございました。

それでは、このワーキンググループの主査でもあります私の方から、若干補足をさせていただきたいと思えます。

最初のページですが、この文書をそもそもだれの名前で出すのかということがはっきりしていません。ただいま事務局の方から御説明をいただいたのですが、当初の案では、食品安全委員会のリスクコミュニケーション専門調査会という名前が入っていました。リスクコミュニケーション専門調査会として出すのか、事務局として出すのか、あるいは食品安全委員会として出すということでは違ってくると思います。その辺りははっきりさせておかないと、まず文書の体裁そのものが違ってくるのではないかと思います。それは皆さんか

らも御意見をいただければと思います。

次に、私自身は、この検証が独立してあるのではなくて、特にほかの関係者との協力とか連携ということも非常に大事だと考えていますけれども、それらは自治体との連携グループとか、食育の問題とか、ほかの中でも扱っていくので、むしろそちらで扱っていただければよかろうということになり、とりあえず今回は意見交換会を中心としたガイドラインという形でまとめてあります。

冒頭、小平さんの方から御説明がありましたように、5つの課題を出してありますが、その中で、特に検証については、まずは事務局の要望が強かった意見交換会についてまとめてみようということで、今回出しています。

最初は、12、13ページの添付資料1、2にあるチェックリスト表みたいなものが、この専門調査会にかけられたと思いますが、チェックリストを使うためのガイドがまず必要だろうということで、今回このような少し詳しいガイドライン（案）をつくってきたというのが経緯でございます。

実際的には、御議論の中でおいおい出てくるとは思いますが、食品安全委員会のような国の機関が現在のような意見交換会をやっているのは、私の知る限りでは、日本独自ではないかと思えます。勿論、ほかの国でもリスクコミュニケーション活動はそれなりの形でいろいろ取り組んでいますけれども、一般市民を、特に対象を限定せず集まっていたいで、かなり大規模な形で頻繁にやるというのは、非常に独自だと思います。

すなわち、意見交換会といいますが、実際には、何のために、だれに何を伝えるのかということとの関係で本当は考えていかなければいけないのであって、その目的によっては、消費者団体、業界の団体、あるいは専門家グループを対象に意見交換の方がより効果的かもしれません。その辺も頭の隅に置いてお考えいただければと思います。

そういったことでは、例えば食品安全委員会は国のレベルで、特に資料1でいいますと、1ページ目の「2. 食品安全委員会が行う意見交換会」というところがありまして、その冒頭に「食品安全委員会の主要な任務である科学的なリスク評価を中心とした食品の安全性の確保に関する施策の策定にあたって」とあります。これは食品安全委員会の主たる任務だと思いますが、そういったことの意見交換が中心にならざるを得ないと思います。

しかし、一般国民の間では、どちらかというと、これまでの意見交換会でもありましたが、主にリスク管理に関する事柄の質問やコメントが多かったように思います。そういったことがある意味で当然とも思われますけれども、そうした場合に、関係府省とどう連携していくか、あるいはもっと地域のレベルでは、地方自治体やNPO、その他の団体と一緒に

に組んでいかないと、食品安全委員会が非常に細かいところまで全部行き渡らせようとしても、限界があると思います。その限界を明らかにして、むしろ業界が独自に取り組むところでは、業界に主に立っていただいて、食品安全委員会をサポートするといった考え方も必要ではないかと思います。

そういったことも念頭に置いていただいて、意見交換会が今まで食品安全委員会の1つの有力なリスクコミュニケーション手法として取り組まれてきたという経緯を踏まえまして、皆さんに御議論いただければと思います。

それが私の簡単な補足でございますが、まずは、このガイドライン（案）全般を見まして、このような形で今回整理してきたんですが、主要なところで抜けている、あるいはこういう観点も必要ではないかということで、まず全般に関して御意見がありましたら、いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

神田専門委員、どうぞ。

○神田専門委員 今のお話との関係なんですが、今回は食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションに対してつくるということを確認して進めてきたということは、そのとおりだと思うんですが、このようにまとめてみますと、大半は食品安全委員会に限ることではなくて、全般的に言えるということが1つ。

それから、背景の一番最初にありますように、18年11月にこの5項目について今後の課題としたとありますが、この文章からいくと、このガイドラインはその一環として検討してきた結果をまとめたものであるとっていることとの関係からすると、この課題は食品安全委員会に限ったことではなくて、トータルで関係する課題ですね。

ですから、その辺がちょっとわかりにくいというか、なぜいきなり食品安全委員会になってしまったのかというのが、もしあれだったらそういった説明も要るでしょうし、この課題の一環としてということであれば、リスク管理機関も含めた全体のリスクコミュニケーションなのかなと思ったんですが、そういうことでもないんですか。

ですから、確認はしてきたんですけども、食品安全委員会というふうに限定する理由が内容からしてあまり感じ取られないなという気がしたんです。勿論、部分的にはあるんですけども、それが1つ。

言葉から受ける感じで、私だけの感じかもしれませんが、例えば食品安全の確保に関する施策の策定というと、どうしてもリスク管理機関のやることという感じがするんです。ですから、そういうこともこの辺がごちゃ混ぜになっているような感じがして、文章として少しわかりにくいなという感じがしました。

○関澤座長 どうもありがとうございます。

若干、私の方から答えさせていただいて、足りない点を小平さんの方から補足していただきたいと思います。

調査会の場で、前に同じことを私が聞いた時の永田リスクコミュニケーション官のご説明を受けて申しています。

これは食品安全委員会の権限とか任務の関係があって、この専門調査会がどこまで何を言うかというところがあります。リスクコミュニケーション全般については、勿論関係府省も一生懸命いろんな形で取り組んでおられると思いますが、たとえば厚生労働省では、リスクコミュニケーションに関するワーキンググループをつくって、ガイドみたいなものを出しておられると思いますが、この専門調査会というのは、やはり主に食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションについて焦点を当てるべきではないかと考えていたわけです。

しかし、そこで出された骨子の考え方、あるいは一般的なガイドというのは、ほかのところでも適用可能だと思いますが、例えば消費者団体がやるということを考えた場合には、この全部がそのままではないかもしれませんし、その辺はフレキシブルに考えていただいていたと思うんですけども、一応骨子としてはそういうふうに私は考えて、用意させていただいたんですが、小平さんの方で何かありますか。

どうぞ。

○神田専門委員 それと言い忘れたんですが、私はこのリスクコミュニケーション専門調査会の性格が座長とちょっと違ったところがあったので、主に勿論ここだけでも、非常に変わった専門調査会だと思ったのはここだけではなくて、リスク管理のところのリスクコミュニケーションも含めて見ていくという記憶があったものですから、そういった視点からも、もしこういうふうに委員会と特定するのであれば、それなりの説明が要るのかなと思ったわけです。

○関澤座長 前の説明のような経緯があります。

○神田専門委員 私がずっとそんなふうに思っていたものですからね。

○小平リスクコミュニケーション官 食品安全委員会のリスクコミュニケーションというのは、委員会の活動に伴うリスクコミュニケーションをどうしていくかという部分と、関係府省との連携を図るという2つの役割があると思っております。

ただ、こういったガイドラインをつくるときに、すべてを網羅したものをつくるとなると、相当な作業になりますし、我々としては、とりあえず食品安全委員会として、特にリ

リスク評価を中心とした意見交換会をやっていくときに、どういったことに留意したらいいかということをもつとつづいてみるのが、ほかにも応用できますし、我々としても、その検証といった面にうまく結び付けていく基本的な1つの指針になるのではないかとということで、当初、いろいろ議論の対象はあったと思うんですが、これまでの専門調査会の経緯からすると、食品安全委員会が実際にやっている活動を中心としたリスクコミュニケーションについて整理していきましょうという形で進んできたと思います。

勿論、これは座長がおっしゃるように、その他の面に応用できるということでは、自治体、関係団体も含めて利用できる材料になると思っておりますが、ターゲットとしては、我々が実施するために指針を与えてほしいというところに重きを置いていただければと思っております。

○関澤座長 神田さんのおっしゃっていることでもっともなことで消費者団体もやっておられることは、この後の議題(3)で関係府省のリスクコミュニケーション活動について、毎回ですが御報告いただいていますし、関係府省がやっているリスクコミュニケーションについても、我々は勿論意見やコメントをさせていただくということは明らかなだと思います。その点は間違いのないと思うんですけれども、食品安全委員会の主な活動について考えていこうという趣旨で整理させていただければと思います。よろしいでしょうか。

ほかに何か全般的なことで御意見ございましたら、よろしくお願いします。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 ただいまの神田さんの質問に関連するんですけれども、やはり食品安全委員会で出された結論なり、そういう考え方を普及することは主な仕事だとは思いますが、それと同時に、ここは安全だけだよというコミュニケーションというのは成り立ちにくい気がいたします。

私は、食品安全委員会と農水省のリスクコミュニケーションをやったことがあるんですけれども、我々作業をする者は安全だ、管理だと言って分業するんですが、聞く人は1人で、3者が言ったことが、要するに最後はどうなるのかという一つの問いになるのではないかと。

ですから、ここにも書いてありますけれども、時折関連した省庁あるいは自治体とか、それを一緒にやっているということはすごく大事なことであって、そこで1人の質問者が、要するに合計はどうなりますかということをもつとつづいてみる。そのやりとりというのは、やはり最終的に受け入れられるものになるのではないかと気がいたします。

あと、食品安全委員会の場合には、結論がかなり専門性のあるものから出発しているんですね。ですから、これはまず関連の専門の人にもわかってもらうのも大事な気がするんですが、その中には、かなりレベルの高いコミュニケーションと思われるものがあるような気がします。

ですから、講演の水準というのを、例えばコーデックスの作業手順が1～8ステップで示されると言われていますけれども、専門レベルを示す指標をつけるか、何かこれはやや専門向き、あるいは一般向きとか、多少そういうラベルを用意したら、もう少し“向き”というのはわかるのではないかという気がいたしますし、最近落ち着いてきたせいも、会場を見渡してみると、専門というか、プロの人の顔がだんだん増えてきて、かつての華々しいときとお客さんとは少し変わってきているのではないのでしょうか。ですから、やはり多少向きというのがあるんならば、その水準というのはいかがかなと思った次第です。

以上です。

○関澤座長 本間委員、ありがとうございます。

実は、この案をつくる段階では、私は、研究的な面からも、ほかの外国でのリスクコミュニケーションの在り方とか、意見交換会的なものについて検討はしてきました。ヨーロッパのEFSAを除いて、アメリカなどでも評価機関と管理機関という分け方はしていませんね。しかし、相手はいろんな方がおられますが、むしろ相手から見れば国は一体ですけれども、逆に相手の方を見ると、それぞれアメリカのFDAやFSISを見ましても、専門家、教育者、業界、保健専門家、地方自治体の方、婦人団体とかを挙げられ相手に応じたコミュニケーションのツールとかボックスを備えています。

そういうことから考えますと、食品安全委員会が主たる任務としているところは、そこを中心にコミュニケーションする機関だと思えます。しかし、リスクコミュニケーションをやる時には、今は例えばキッズボックスを除いても、ほとんど一通りの情報とか流していない。それをもう少し相手別に用意して、コミュニケーションを図っていくということも大事であろうという視点を盛り込んでほしいと、私はこの検討過程では言ったことがあります。そういったことも考えながら、とりあえずこれまでやってきたものを1つの柱にして、食品安全委員会が行う任務というのも踏まえて検討していかざるを得ないのではないか。

ただ、本間委員がおっしゃったように、私も調査会でたびたび申していますが、国民の皆さんは、管理官庁だ、評価官庁だということは全然思っていないので、それに対しては、私に関係ありませんと突っ放すのではなくて、冒頭言いましたようにきちん

と連携をもった回答とか対応が必要だと思います。

このガイドラインに入る前のところで、少し第2のところについて今、言っていたいでいるので、よろしくお願いします。

○小平リスクコミュニケーション官 今、出てきた例えば管理的なものどどのように組み合わせるかというのは、ここの設計のときの何を目的にするか、どういう方を対象にして考えるか、そしてそういった際に、管理的なものも説明する方がいいのか、そういったときには、例えばオブザーバーで関係省庁に出ていただく、あるいは管理措置についてその場で説明いただく方がいいというのは、多分こういったものを検討する過程でのアウトプットとして姿が現れると、恐らく今、言ったような目的に応じた対応がここの中で描かれてくるのではないかと考えていまして、要因がこのように分かれて分析されておりますが、その組み合わせが、今、それぞれの方がイメージしているところに結び付いていくのではないかと思います。

では、逆にそういったことを考える際に、どういう要因を考慮したらいいかということコメントいただければ、その形をつくる上でガイドラインの中に盛り込めるのではないかと考えています。

例えば4ページの真ん中辺りに「(7) 共催の検討」とありますが、これは関係府省との連携について簡単に書いてございますが、もう少し掘り下げたような形を付属書などで整理できれば、今、出てきたようなところも若干イメージが湧くのではないかと考えております。

○関澤座長 今、神田専門委員と本間委員から出されたことは、非常に大事なことだと思いますので、それを踏まえて、お考えを私の説明を含めて入れていけないかと思います。例えばもっと目的別、対象別に開くということも可能なんではないかと思うのですけれども、現在はホームページでも同じですけれども、一通りの内容を全部の人に提供していても全部の人の満足は得られない、あるいは全部の人の理解は達せられない。それぞれの理解のレベルがもともと違うわけですから、そうすると、当然全部の方に一律のことを期待しても無理であるということは明確なことだと思います。全部同じということを期待し過ぎてしまっているという面もなきにしもあらずです。

ほかの方からも御意見をいただければと思います。

お願いします。

○田近専門委員 一般家庭におりますと、消費者としては、例えば食品の安全の情報をとろうとしますと、メルマガにしても、農水省、厚労省、食品安全委員会などいろんな情報

が降ってくるんですね。ですけれども、受け止める側は、本間委員がおっしゃったように1つの家庭だけなんです。ですけれども、その家庭の中には、乳児もいれば、幼児もいる、高齢者もおりますし、病人もおりますし、地方で1人住まいをしている子どもなど、いろんな対象がおります。

その中で、家庭は科学的なリスク評価をしている面と同時に、リスク管理も家庭ではやっているんです。例えばこの間、食事バランスガイドの説明会があったんですけれども、家庭の中で今、問題になっております糖尿病などの人たちも、予防群なども含めたくさんいるんです。そういう人たちには、バランスガイドに入っているような食事をそのまま与えるのか。例えばイモ類などは止められている。そういうことなども、私たちの方では、その説明を聞きながら、あれはやはりあの人には控えなければいけないとか、そういうことをいろいろ考えながらやっているんです。

ですから、安全委員会がやる会も、受け止める方ではいろんな対象が1つの小さな家庭にいるということを念頭に置いて、きめ細かな対策をやっていたかかないと、実生活に結び付かないという感じがしております。

○関澤座長　どうぞ。

○岡本専門委員　私も今まで本当の一般参加者でしか関わらせていただかなかったので、逆に一般参加者の立場から言わせていただくと、例えば意見交換会があります。それは食品安全委員会がメインで開いていらっしゃるのか、農水省さんがメインで開いていらっしゃるのか、そこまで区別して申込みもしていなければ、参加もしていないと思うのです。

一般の参加者にとって、リスク管理機関がどこどこで、リスク評価機関がどこどこでということまでをしっかりとわかって参加していらっしゃる方は少ないのではないかと思います。

ですから、連携して皆さん一緒に名前を併記されますが、そこが逆に言うとぼやけてしまう部分もあるのではないかと思います。私も意見交換会参加者として聞かせていただいたことはあります。東京の場合は規模が大きく、私は名古屋で地方ですので、規模が小さいからなのかもしれませんが、あまり意見交換会になっていないような気がします。

というのは、行政の方から説明がありますね。それに対する実際の参加者との意見交換のときになると、幾ら2分で鐘を鳴らして切りますといっても、しゃべり続けていられれば、途中で無理やり切ることはないですし、お話しされている内容が、意見を言っている方と例えば行政の方とのマン・ツー・マンのお話になってしまって、ほかの参加者が置いていかれてしまっている。

ですから、先ほど、対象の参加者がばらばらで、だれもが満足して帰らないのではないかということをおっしゃいましたが、本当にただの参加者が個人で行くと、行っても聞きたいことは聞けなかったし、同じことばかり聞かされているしという感じで、すごく不満足ですし、きっと自分のことを主張されていた方も、それが受け入れられていないと思いで込んでいらっしゃる部分もあると思うので、その方もきっと不満足だと思うんです。そうすると、何のためにやっているかわからなくなってしまう。

ですから、私は例えば参加者を募るときに、所属などを書くとき一緒に質問事項や何かも一緒に出してもらっておいて、それに対してのお答えを現場で渡しておく、それに関する質問はなしにして、それ以外の質問を拾うようにするなど、何か本当の意味での意見交換会になるようにしてほしいなと思います。

以上です。

○関澤座長 ありがとうございます。率直な御意見だと思います。

意見交換会という名前には、もともと食品安全委員会がリスクコミュニケーションをやり始めたときに、情報の共有だけではなくて、意見交換もやるんだという理念があったと思います。ところが、しかし実際は、私などからするとあらかじめわかっていたことなんですけれども、100人以上の規模で意見交換というのは、実は現実的ではないんですね。私は十数年前にアメリカでリスクコミュニケーションを調査したときにも、国防省に行ったら、20人ぐらいでやりなさいということをおっしゃいました。それ以上人数では本当の意見は出ませんとはっきりおっしゃいました。

確かに、本当に意見を交換しようと思ったら、それ以上の人でやってもできないからです。ということは、100人以上でやるならば、説明会とはっきりうたうべきです。実際にやっている内容も、リスクアナリシスとはどういうことか、ある物質の科学的な評価がどうかということの説明が主で、その質問を受けて回答しますということです。

ということは、目的については何なのか、説明会ならむしろ説明会と言え、皆さんそのつもりで聞きに来られ、それに対する質問をします。ところが、意見交換会と言っているから、意見が言えるのだと逆に思って、ある方は一生懸命用意してきて言うけれども、一方的に言いつ放しになっているということがあると思うんです。

だから、会合をやるならば、会合の目的をはっきりさせて、意見交換については、20人規模で外国でやっているのは、あらかじめそういう意見を持っている団体とか、専門家を登録しておいて、このテーマについて今度やりたいということでやって、それに対して、その会合には出席しますというのをもらって、それで意見もあらかじめテーマをきちんと

説明しておいて、そこがっちりやるという方法がとられています。私は、その方がかえって効果が上がると思うんです。

だから、目的とやり方が、今までのでは必ずしも合致していないという面があるのではないかと思います。これは意見交換会のいきさつについて過激な意見だったので、ここではあまりはっきり出ていませんが、むしろそこをしっかりとらせないで、目的に沿った形で開かれていないために、せっかく善意で参加していただいて、主催者も善意で用意してお互いにすれ違いになっているということが起こってきたのではないかと思います。

ですから、その点をよりはっきりさせたいとすれば、これまでの経緯ということにさせておいて、これからは、もしやるならば、目的に沿って対象別にやるとか、テーマ別にやるとか、あるいは説明会として多くの人に知ってほしいという目的ならば、大勢の方を対象に説明会という形で開くという考え方も入れてもいいのではないかと思います。

以上です。

どうぞ。

○多賀谷専門委員 本間委員のお話にも通ずることだと思うんですけども、意見交換会の対象をある程度絞る。私もいろいろ出てきましたけれども、一般の消費者の方、業界の方、先生方など、いろいろな方が出られて、出る質問がいろいろ違ってくる。だから、逆に意見されない。

そうであれば、最初から、この意見交換会はこういう人たちを対象にやりますよという案内や準備が食品安全委員会としてやれるのか。やっていいのかどうなのかはわからないんですけども、それによって、先ほど本間委員のおっしゃったレベルではないまでも、そういう形でやると、逆に整理させやすくなるのかなという気は一部しているんです。

そこら辺、やっていいかどうか、やれるかどうかというのはわからないので、質問させていただきます。

○関澤座長 どうぞ。

○神田専門委員 先ほどの座長さんの話と今の話とのあれで、そういったお話というのは、この専門調査会の中でもこれまでも出てきていたと思います。

それと、農水省の方でも、一昨年6月ぐらいにまとめていたものがここにも提出されて、その中身は、勿論農水省向けの箇所もありますけれども、リスクコミュニケーションの在り方とか、これまでやってきたことを踏まえて、どう整理するかということ整理したものがここにも情報提供されたと思いますけれども、そこにも書かれておりましたし、

この専門調査会の中にも出てきていたとされていて、別に過激なことでも、新しいことでもないような気がいたします。

だから、そういった整理は、きちっとここなら全体としてする必要があるのならばした方がいいと思います。

それともう一つ、こだわるようなんですが、どうしても食品安全委員会のやるリスクコミュニケーションのガイドラインということでありますと、この中身がヒットしないところがあったりします。

例えば科学的な評価をするところですけども、その意見の反映がどれぐらいできるのかということというのはなかなか難しいですね。科学的評価に意見の反映をするというのは、やはりリスク管理のところに対しての意見の反映というのは現実的な話としてあるんで、そちらではないかと思っていて、評価に対する意見の反映とかとなっているので、やはりこれはリスクコミュニケーション全般の在り方というか、そういった中身になっているのではないかと思っているんで、そういうので気持ち悪さがあるというか、すっきりしない部分があります。

それとこだわるようで悪いんですが、ここの委員会の性格を確認させていただきたいんですけども、これは私だけの思いだけかもしれないんですが、ここは主に食品安全委員会のリスクコミュニケーションの在り方を検討して、農水省、厚労省のものは、やったものの報告を受けて、それについて何か物を言うという範囲なのか、リスクコミュニケーション全体を考えるとという位置づけになっているのか。そこが先ほどの説明ですとちょっとわかりにくかったです。座長の考え方も私とはちょっと違っていたので、もう一回その辺を小平さんの方にお聞きしたいんです。

だから、たまたま全体を見るんだけど、今回はたまたま食品安全委員会のことをやってみようねと言っているのは違いますね。

○小平リスクコミュニケーション官 リスクコミュニケーションの対象の範囲としては、先ほど言いましたように、委員会が評価を実施していることについてのリスクコミュニケーションと、管理機関も含めて、リスクコミュニケーションをやっているところの総合調整といった役割がございます。そこの総合調整というところをどこまで意見を言えるかというところだと思いますけれども、今までもこうやって出席いただいて、どういうやり方をしているかということにつきましては、専門委員の皆様とも意見交換なりをさせていただいておりますので、全く食品安全委員会のみのことについてやっているわけでもございませんし、当然いろいろな意見を関係省庁とも意見交換をさせていただいていると思いま

すので、そこは総合的な調整を図る役目の中で、皆様方との意見なり、もし要望等があれば、そういった面でつなぐ場になっていると思います。

的確な説明にならなくてあれなんですけれども、以上です。

○関澤座長 どうぞ。

○日野事務局次長 ちょっと確認させていただきたいんですけれども、委員会が行っているリスクコミュニケーションは、今、皆さんからお話がありましたように、委員会の評価もありますし、関係府省との調整もあります。では、具体的に何をしているかというところ、なかなか小規模でやるのも難しいので、結果的に委員会が直接やる場合、やはり今はいわゆる意見交換会としてやっている。ただし、小規模でさまざまなテーマ、対象を絞ったものも必要だと思っておりますので、それはある意味、自治体さんなどと協力して、さまざまな育成講座をやっています。

更に、いろんな消費者団体の方々とか、産業界の方々とか個別に懇談会を定期的を持っておりまして、それはある意味対象者を絞ったもので、さまざまなリスクコミュニケーションの手段がある。

このガイドラインも、最初はリスコミのガイドラインだったんですけれども、最初からそれをやると非常に大変なので、とりあえず、いわゆる意見交換会と今まで我々が言っているものについてやって、それと同じもの、更には全体をカバーする、最後は関係府省、食の安全に対するリスコミのガイドラインというものができればいいんでしょうけれども、最初から大きいものをどんとつくろうとすると、恐らく無理があるだろうということで、今回はこのぐらいがいいんじゃないかと事務局では考えております。

○関澤座長 どうぞ。

○近藤専門委員 今、お話しいただいたことと意見がかなりかぶるんですけれども、リスクコミュニケーションの「コミュニケーション」という言葉にあまりこだわると、何がコミュニケーションなのかというのは、みんな1人ずつ頭の中では想定があると思うんです。

ですから、あくまでも1つの説明会のように見えるかもしれないけれども、私たちが意見交換会と呼んでいる1つのかなり大人数のあの場について、何年間もやってきたけれども、ただ何となく行き当たりばったりというのは大変失礼ですけれども、やった、実施した、やった、実施したで疲弊感もあったりするので、その辺はもう少し何年間かやってきた中で見直して、もう少し目的とかやり方とか評価の仕方をはっきりさせた、言ってみればルールブックみたいなものを1つつくっておこうよと。それは、もしかしたら、地方自治体とか小グループとか、例えば業者団体であるとか、そういうところがそれを参考にし

て、自分たちなりのルールブックをまたつくって行って、それはもしかしたら、関澤先生がおっしゃったような少人数の意見交換会にぴったり合ったものになるかもしれないし、相変わらず少人数であっても、説明会にしかならないような人々もいるわけであって、人数とかやり方だからきちんとコミュニケーションがとれるとか、人数が多いから単なる説明会にしかならないということはないと思うんです。

ですから、やはりここで一区切りこういうものをつくっておく必要があるのかなと、何年間か専門委員をさせていただいた立場では思いました。

それで御議論とか、気持ち悪いとかという御意見があるとすれば、その前段階で、これをまとめた経緯についても、座長が御説明になったような形を何行か入れていくことで、少しその気持ち悪さはなくなるのかなという気がいたします。

それで、多分渡辺さんなどはよく御存じだと思うんですけども、嫌な言い方ですが、本当にコミュニケーションというのは日本人が下手で、幾ら説明しても、関係ないことを私はこの場でこれしか聞きたくないために来たんだという方がかなりいらっしゃるのは、経験上多々あることをごさいまして、それを言っていたら一步も進まない気がするんです。だから、やはりどこかで一区切り付けるのが、今、検証しているレポートかなという気がしております。

それともう一つ、申し訳ないんですけども、せっかくなんで発言のついでに、14 ページは私が出させていただいた資料なんですけど、誤解を招くといけないので、ちょっと御説明させていただきます。

単純にこれはパワーポイントでつくりました。

上のシートで、四角の枠外に③がありますけれども、これはずっと線を伸ばしていたら枠の中に入るので、意図的に枠の外にあるわけではございません。

それから、下のシートに「（枠内には数値ではなく、定性分析のためのマーキング）」とありますけれども、この「枠」というのは「その他気付きのポイント」の枠ではなくて、上の表に何件とかという件数を書くのではなくて、例えばこれまでなかった声が年齢による差はどうかとか、不満なのか、意見なのか、提案なのか、物についてなのか、サービスについてなのかでペケペケを入れていくという意味で使うシートで、何が問題かを見ていこうと。どこかに書いていただいていますけれども、モニターとか「食の安全ダイヤル」に寄せられた声を見ていくときに、こういう分類をすると、今、消費者や国民が何に疑問や不安を持っているか、ペケの数とか、最近ここにどっと入っているとかがおっしゃいましたけれども、例えば糖のところをやたら入っていると、遺伝子組換えが急に入って

きたとか、それはたまたま某新聞が一面に取り上げたから翌日入ってきただけなのか、それとも件数は少ないけれども、ずっと入ってきて、それは年齢別に見ても満遍なく入っているんだったら、やはり取り上げるべきだなという見方で使うシートのつもりで御提供しております。

15 ページの「分析結果の報告のポイント」というのは、あまり今回の検証のあれには関係ないかもしれません。西村さんの方で御参考にいただければいいなという程度のものでございますので、今回のシートからは、もしかしたら外した方がいいのかもしれませんが。

補足で恐縮でございますけれども、以上です。

○関澤座長 ありがとうございます。全般について、かなり白熱した御議論をいただいております。

また、今、神田さん始め、何人かの方からいただいた御議論については、冒頭「2. 食品安全委員会が行う意見交換会」という項目がありますが、その中には神田さんの御意見そのものではないですが、私なりの考えで文章を入れさせていただいていたのですが、もう少し簡略にしましょうということでカットされ、事務局の方では、今回こういう形でくってこられました。

もし必要ならば「1. 背景と目的」あるいは「2. 食品安全委員会が行う意見交換会」「3. 意見交換会の実施およびその評価プロセス」の辺りに、今、近藤さんは区切りとおっしゃっておられましたが、どういったことを今回のこのものは出したのかということを確認にして、かつ、やはりこれでは不十分だというお考えも神田さんの中にはおありだと思うので、もうちょっと幅広に考えていくべきだということで、具体的な内容を盛り込んでいけたらなと思います。

どうぞ。

○多賀谷専門委員 つまり、各論はまだこれからなんでしょうけれども、基本的に今までやられたような大規模な意見交換会をどうするかということでよろしいわけですね。

そうなりますと、少人数か大規模かを決定するというのは無駄でしょう、とうことになっているのではないかという気がするんです。

○関澤座長 ですから、今までのも踏まえて検討するんですけれども、勿論、大幅に形態や何かを見直してもいいと思うので、その点をフレキシブルに考えてはいかがでしょう。

○多賀谷専門委員 そうなりますと、先ほどおっしゃられたように、幅を広げてしまうと、また元の議論になってしまうのではないかなと思うんです。

○関澤座長 幅を広げるというのは。

○多賀谷専門委員 つまり、小規模だとか、対象をこうします、ああしますという話になると、今までやってきたことではなくて、新たなことまで入れろというと、非常に幅の広い話でどんどん広がっていってしまうんじゃないかと思うんです。

○関澤座長 それは私が最初にお話ししたんですが、これまでの経緯を踏まえて言うのですが、目的と対象を明らかにするというのがリスクコミュニケーションの原則です。何のためにやるのか、説明が主なのか、それなら多くの人に知ってほしいんですから、むしろ説明会とはっきりうたう。それは、科学的な評価の結果であったり、あるいはリスクアナリシスとはどういうことかということをやればいいんで、むしろ科学的な議論について意見が欲しいんだったら、そういうことについて意見を言いそうな人、あるいは意見がありますという方を中心に集めてやればいいんで、今回はそういった科学的な評価について御意見を求めますということで意見交換会をします。それは、それに対してきちんと意見を持った人に集まってもらえばいいといったことをはっきりさせることが大事なんではないかと思うんです。おわかりですか。

だから、目的と対象をはっきりさせてやらないと、だれから見ても不十分と思われてしまったり、また、満足できないというものが多々あったんじゃないかということなので、今までの意見交換会を踏まえて、改善の方向を打ち出すというか、検証というふうにうたっておりますけれども、どういうふうに検証していけばいいかということではないかと思えますがね。

○田近専門委員 今、対象を絞るというお話があったんですが、先ほど、主催者も随分疲弊感があるというお話だったんですけども、実は参加者も随分疲弊感を持っておりまして、いろんなところに出ても、やはり自分の考えていたことと違う説明会だったという思いもあります。

しかし、言えることは、どの説明会に出ても、皆さん苦勞してやっつけらっしゃったお陰で、得るものは何かしら必ずあるんです。ですから、的を絞り対象者を限定するのではなく、今の意見交換に前もって出している主催者の説明が非常に簡単で説明不足の為、行き違いも出てきていると思います。

例えば今回、食中毒のリスクミをします。パネリストはこの方とこの方とこの方です。背景はこんな形です。それだけなんです。そうではなくて、今回の意見交換会は、こういうことを中心にして、こういうことを詳しく取り扱います。ついては、こういう資料もそろえておりますということを出していただければ、それに興味がある人は集まってく

と思うんです。対象だけを絞ってしまうと、その対象以外にも興味を持っている人というのは、必ず今の時代にはいると思うんです。そういう人が抜かされてしまうというおそれもありますから、それも1つの方法だと思うんですが、それとは別に、もう一つ、意見交換会なり、そういうものをどのような目的で、どういう内容なのかということをもっと詳しく、今のように簡単なA4の1枚のリーフレットで案内を出すのではなくて、内容はどういうことをやって、どういうことを扱って、どういう資料も用意していますという詳しい案内を出していただければ、それに関心がある人は集まってくるし違った立場の人の意見を聞くのも大事だと思うのですが、そういう方法も1つ検討していただければと思います。

○関澤座長 対象を絞るということなんですが、それは最初から限定してしまうということではないんですよ。アメリカのFDAがやっているのでもオープンです。だれでも参加できるのですが、現実的には、そのテーマに従って関心をもち参加する人が決まります。それに対して科学的な評価なら科学的な評価について意見のある人しか来ません。だれでも参加できるのですけれども、その内容についてやはり意見がある人が来てくれて、意見を述べるということになります。

もう一つは、食品安全委員会という小さな機関が、全国に対してBSEのときにやりましたけれども、幾ら各県1回、徳島県にも来てもらいましたけれども、来てくれる人は80万人の県民のうち200人です。

そういったことで、全部の人に伝えるということは、現実的に不可能なんですね。そうしたら、自分が全部やるのではなくて、地方自治体の力を借りるとか、そういったことで、より細かなコミュニケーションはできます。そういったことを、現に自治体や先ほど事務局次長さんもおっしゃいましたが、別途業界団体や消費者連絡会とかとやっていただいているんです。そこではかなり満足できる議論がされていると伺っています。

ですから、いろんな形態とか目的に合ったことを考えてやっていかないと、名前だけ意見交換会と言っても、実は意見交換会ではないということが起こってきたのです。オープンであるけれども、目的と対象をはっきりさせてやればいいと思います。人数自体が目的ではないのですが、大勢来てほしいときもあります。大勢来てほしいときは、大勢に来てもらえばいいのです。意見が欲しいんだったら、意見がいただけるような場とか、建前でなく十分議論できる時間をとり、1回で終わらないかもしれないので、何回もやらなくてはいけない。その場合は何回も参加していただける方が必要かもしれません。それから、おっしゃったように事前の資料の配付とかが必要です。それには、そのために時間を割く

人しか来られなくなりますが、どうしても自分はこのに対して大事だと考える方は御参加いただけると思います。だから、別に排除するという考え方は全然ないんです。

○日野事務局次長　ちょっと舌足らずでしたけれども、先ほど私が話したかったことは、要は、今、我々が振り返れることは、先ほどお話があったように、今までやってきた主にオープンでやってきた意見交換会を振り返るしかないですけれども、今後は、先ほどお話ししたように、指導者育成講座などで、地域と連携して、それぞれのニーズとか対象、テーマがあるでしょうから、その方々で例えば小規模もできるでしょう。そこは今、試行錯誤でどういう形で私どもが支援してやっていこうか進めているところですが、そのときも使えるようなガイドラインとする。

そのガイドラインができれば、ほかの小規模な意見交換会にも、全部は適用できなくても、参考にはできるので、その基本になるようなものもやはり一度はこれまでやってきたことを振り返ってつくるべきだということで、こういうものは必要だと事務局では考えております。

○関澤座長　それぞれリスクコミュニケーションにける期待とか思いがおりなので、それぞれお立場もおりなので言っていると思います。

全般に関して、勿論今日は中心にさせていただいていいと思うんです。個別の問題については、これから何回かまとめの段階で御議論いただけるとは思います、時間の関係もありますので、少し中にも立ち入って御意見をいただけないかと思ひます。

個々の細かい文章についてやっていくと時間が足りませんので、例えば最初に「1. 背景と目的」「2. 食品安全委員会が行う意見交換会」「3. 意見交換会の実施および評価プロセス」という説明があります。ここはむしろ説明的な部分だと思うんですが、ここについて、今、既に皆さんからいろんな御意見を言っていると思うんですが、何か足すべき、あるいは引くべき、変えるべきところがありましたら、御指摘いただければと思ひます。

○岡本専門委員　質問でもいいですか。

○関澤座長　勿論です。どうぞ。

○岡本専門委員　意見交換会開催の必要性の確認というところがありますが、これはだれが必要だと思うのですか。食品安全委員会がこれについて知らせたいし、意見交換をしていただきたいというのか、例えば地方自治体の方でこのテーマについて知りたいからという場合と両方あるのかなとも思ひますけれども、その辺の兼ね合いが私には全然わからな

いんです。

○関澤座長 どうでしょうか。

○小平リスクコミュニケーション官 これは、こういったものを企画する設計者としてどう判断していくかということになると思うんですが、本当に意見交換会をやった方が効率的なのか、逆に単にお知らせするというか、幅広くお知らせするんだったら、例えばわかりやすい紙とかをつくって配付した方がいいのかとか、いろいろなツールがあると思うんですが、その中で意見交換会をやった方がいいなというところを、ここにあるような得られた情報で判断するといった部分になるところでございます。

ですから、そういうものを例えば健康に影響被害が大きいとか、あるいは前段の方でいろいろと情報でこういった関心が高まっているので、こういったことについては対面的な意見交換会の方がいいんじゃないかということ踏まえて判断するという部分でございます。

その中の1つには、地方自治体の方でいろいろ要望が高いというのは、情報源の1つになると思っております。

○関澤座長 岡本さんの言われたことの大事な点は、多分設計者としては食品安全委員会だと思いますが、勿論外部の団体から、こういうテーマについて意見交換会を開いてほしいという要望があれば、それは明らかにニーズの1つになると思うんで、ニーズの調査とかと書いていますけれども、あくまでも設計者が必要性を考えるということだと思わすけれども、そのニーズについては、地方自治体であったり、あるいは外部の団体が関心を持っているので、意見交換会を開くということはあるんだと思います。よろしいですか。

○岡本専門委員 くどくて済みません。

私のように地方にいますと、きっと食品安全委員会は地方に手足がないからということはいく言っていていらいしゃいますけれども、逆に地方にいますと、きっと愛知県なり名古屋市が求めないと、動けるところが一緒に組まない限り、なかなか開催にこぎつけられないんじゃないかと感じています。例えば東京でしたら、このテーマについて開きたいと言え、自ら開くこともできる可能性が強いです。地方にいますとその食品安全委員会が出したい情報は来ないというか、上京してまで聞けません。その辺が難しいなと思うので、私はテーマを決める際に、どこがどういうふうにするのかなというのは、とても興味があります。どうなっているのか知りたいと思うのですが。

27

○岡本専門委員 質問ばかりさせてもらって済みません。

7 ページの 6. に「6.1 評価のための情報」というところがあります。今ですと、こういう意見交換会がありますよという情報はインターネットや何かで入りますけれども、例えばモニターさんたちなどに案内は出していらっしゃるのかまた、それに対する反応というか、意見がどのぐらい上がってきているのか、さらに、それ以外の普通の参加者に、きっと補足されていると思うのですけれども、後日この前の情報はこういうふうに変わりましたよと情報提供がもう一度あるとか、フォローアップみたいなこととかはどのぐらいされているのか、できたら教えていただきたいなと思います。

○小平リスクコミュニケーション官 実際にやるときには、私どもがリスク評価をした内容を伝えて、意見をいただくというときにやることもありますし、先ほど次長から説明がありましたように、地方自治体との共催で、例えば我々としてリスク分析の考え方をわかっていただきたいので、それは地方自治体と共催して、リスク分析の考え方プラス農薬とか添加物についてお話しをして、意見を交換するといった、地方のニーズを踏まえ、一方で、我々としても伝えたい情報を合致して地方で行うという形もあります。

あるいは地方独自で、こういうテーマについてやりたいのでというときには、講師の派遣をして協力するといったような、さまざまな手法がありますが、そういったニーズというのは、読み取りにくいかもしれませんが、2 ページの 4.1.1 辺りで、例えば行政によるリスク管理の実際に伴う関係者がとるべき対応とか、情報周知の必要性などというものに応じて、地方自治体から何かやってくれませんかと上がってくれば、それに応じてやっているという状況でして、こういうニーズを把握する情報源の中で把握して対応していくということになります。

○関澤座長 多分、大事だと思うんです。おっしゃるように、BSE のときには、各県を本当に回られました。ほとんど同じテーマについて、大変な思いをして意見交換会を開かれたと思います。

しかし、それは恒常的にやるというのは、恐らく物理的に難しく効果も多く期待できません。そのために、私はこの中で「連携」ということをかなり強調した方がいいと思います。やはり地方自治体が主になってやれば、名古屋市や愛知県でできる、勿論自分のところでやるわけですがけれども、前から申していますように、そこに食品安全委員会がサポーターというか、支援の立場で専門家を送り込んだり、委員会の方に来ていただいたりということは恐らくできると思いますので、実際に地方の方あるいはあるグループ方が話を聞きたいといったときにどうやっていくのかということも、この中に盛り込んでいけるのではないのでしょうか。それは、むしろ一緒に連携してやる。自分が主ではないけれども、食

品安全委員会がサポートしますよという立場になるのではないかなと思います。そういった文言をやはり入れていく必要があるのかなという気がします。

1、2、3のところについて御意見をいただいたんですが、よろしければ、その次の「4. 意見交換会の設計の準備」を、2～5ページとわたっていてちょっとページが多いですけども、これについて、細かいところは別として、全般的なことで何か御意見ございますか。

小平さん、どうぞ。

○小平リスクコミュニケーション官 先ほどから議論になっているところに関係するところで、ちょっと御相談したいと思います。

3ページの真ん中のところに、4.3.2の「(1) 意見交換会の目的」とあります。ここで「意見交換会」という言葉を使ってしまっているのが、皆さんの思っている意見交換会のイメージと、いわゆる一方的に情報を提供するということまで含めるのか、含めないのかというイメージが、多分それぞれの方でちょっとずつ違うのではないかなと思っています。

今のここの資料の整理ですと、目的の例の中に①～⑤まで書いてございますが、いわゆる双方向の意見交換というのも含めますし、③とか④にあるように、いわゆる説明的なものも含めて意見交換会というくくりの中で整理してしまっているのが、その辺りが認識が合わない原因になっているかもしれません。

○関澤座長 それから「意見交換会」という名称にこだわるかどうかというところもありますが、食品安全委員会の事務局としては、この名称の中で少し幅広に考えておられるということなので、それがどこまで伝わるか、あるいは意見交換会という名称を少しモディファイしてもいいかもしれませんね。説明会なども含んでいるという考えだそうです。

それでは、ちょっと時間の関係もありますので、また後で戻って御質問、コメントをしていただいても構わないので、「5. 意見交換会の実施」と、少し長いですが「6. 実施後の評価」辺りで、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

○岡本専門委員 質問ばかりさせてもらって済みません。

7ページの6.に「6.1 評価のための情報」というところがあります。今ですと、こういう意見交換会がありますよという情報はインターネットや何かで入りますけれども、例えばモニターさんや何かに案内は出しているのかとか、それに対する反応というか、意見がどのくらい上がってきているのかとか、それ以外の普通の参加者は、きっと補足されていると思うんですけども、それに対して、後でこの前の情報はこういうふうに

変わりましたよと情報提供がもう一度あるとか、フォローアップみたいなこととかはどのくらいされているのか、できたら教えていただきたいなと思います。

○小平リスクコミュニケーション官 モニターさんの方にも、こういった会が催されますというお知らせはしてあります。実際に参加していただいて、会場がこんな感じだったとか、私はこのような意見を持ったということで、モニターの随時報告の中で上がってきて、私どもの方にそのフィードバックがなされています。

ただ、件数はときどき揺れますので、毎回ということではないんですが、そういったフィードバックがなされております。

○岡本専門委員 一般参加者の方の情報がこう変わりましたとか、そういうフォローアップみたいなことはなされているのですか。

○小平リスクコミュニケーション官 一般参加者の方の意識調査というのは、最近のものについては取組始めたんですが、それはアンケートの中で、今回この会議に参加して、自分はどのように理解が進みましたか、あまり変わりません、全く何とかだとか。一応、理解が進んだか、全く変わらないか。全く変わらない理由は何ですかという聞き方をして、参加した方々の意識の変化というのを見ております。

あとは、ダイヤルの方に個別に寄せられる意見とか、ここにちょっと書いてございますが、アンケートを最後にとるときに、最後にコメントがあればということで、自由記述の部分もございまして、そんな中に入ってくる情報というのも、私どもとしては情報の1つの対象として受け取っておるという状況です。

○関澤座長 ガイドラインの後ろの方に、中谷内さんが用意してくださった「意見交換会についてのアンケート」というのがございます。事前と事後で似ていますが、これは毎回いろいろどうなったかということと比較するためには、同じフォーマットが大事だと思うんですけども、今、おっしゃったように、個別の委員会に対する自由意見ないし個別の項目が少し付け加えられてもいいかもしれませんね。

そうしますと、岡本さんがおっしゃるような個々の生の意見がとらえられて、それがまた的確なレスポンスをしていただけるのならばよいかなと思います。

では、全般についてかなり御議論いただき、時間をとらせていただいたので、ちょっと時間が足りなくなってきましたが、7、8、9、10と付録として、チェックリストというものがございますが、これについてももし御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。

○多賀谷専門委員 やれるかどうかわからないんですけども「担当者による設計・検証

整理票」は、ケーススタディーとして過去とか最近やられた意見交換会を具体的に落とし込んで書いてもらおうと、非常にわかりやすいのかなという気はするんです。

いろいろな形態があると思うんですけれども、代表的なものを2つ、3つやれば我々の参考にもなりますので、こういう形でこのときは設計して、その検証方法はこうして、結果はこうでしたというものをつくっていただいたら、物すごくわかりやすいのかなということを今、思ったんです。

○小平リスクコミュニケーション官 多分、多賀谷専門委員は変わられたのであれですが、以前の専門調査会で若干埋め込んだものを出しておりますので、また提供させていただきたいと思いますが、12ページにあるのは、一般化したような形で、〇〇と書いてございますが、実際につくってみたものをぼかして表現しているものですからこうなっていますが、基は実際にやったものを入れ込んでみたというのがございますので、またその資料は提供させていただきたいと思います。

こういうことをやっていくことによって積み重ねて、またフィードバックが可能になるのかなと思いますので、そういった項目も含めて御意見とかもいただければ助かります。

○関澤座長 あと、今日本当は是非御議論いただきたいなと思いましたが、7ページの「6.2.3 リスクコミュニケーション専門調査会による調査」というところで、今は中が入っていないんですけれども、冒頭御説明がありましたように、このガイドラインは、食品安全委員会自身として自ら評価をするときのガイドラインなのですが、食品安全委員会専門調査会の皆さんは、個々には意見交換会に御参加される場合、あるいは参加できない場合があるので、個々には評価は難しいと思います。むしろ、私はこの6.2.3のところに入ってくるのは、食品安全委員会が自ら行った評価に対して、この専門調査会としては適切な自己評価をしているか、あるいは自分が参加した意見交換会から、こういった検討事項があるんじゃないかということをコメントさせていただくということになるかと思います。もしこの6.2.3について、専門調査会として評価をする場合の視点、あるいは項目がございましたら、いただければと思います。

それでは、この資料1の関係については、まだまだお考えや御意見がございそうですが、今日で済みではございませんので、今日いただきました御意見を踏まえて、また検討グループに持ち帰り、少し事務局とも御相談させていただいて、新たな素案をつくっていきたいと思います。そのプロセスの中でも、また専門委員の皆様にも事務局の方から、このように変更したのですがという形で何回か御相談申し上げることになるかと思いますが、よろしくお願ひします。そういったことでよろしいでしょうか。

それでは、議題「（２）地方公共団体との協力について」に移らせていただきたいと思います。このワーキンググループの主査は、中村専門委員にお願いしていますが、今日は急用で御欠席ですので、事務局の方からよろしくお願いします。

○小平リスクコミュニケーション官　それでは、資料２を用いまして説明させていただきます。

その前に、先ほど一番最後に付いておりました参考３という資料をもう一度御覧いただきたいと思います。

参考３は、専門調査会の今後の進め方ということで、前回提出した資料ですけれども、その裏に「Ⅱ．地方自治体との協力」といったことについて検討をとということがございます。一応、検討事項としましては、先ほど次長からも若干御説明があったんですけれども、地方自治体との共同共催によりまして、地域の指導者とかリスクコミュニケーターといった人材育成に取り組んできておりますが、そういった方々の活用やフォローアップ体制を検討したらどうかとか、あるいは地方自治体でリスクコミュニケーションに携わるような方に仕えるようなツール（含、テキスト）といったものの検討が考えられるのではないかとといった部分でございます。

資料２でございますが、１．には「これまでの検討経過」ということで、その内容について書かれておりますが、具体的詳細な検討がまだなされておらないというのが現状だと思っております。

２．で、国と地方自治体の役割というのはどのように考えていったらいいかということで、簡単に整理をしてございます。

国においては、リスク評価なりリスク管理に責任を有し、これに関するリスクコミュニケーションが実施されております。

地方自治体では、一部を除いて、リスク評価の機能はなく、検査とか指導とか、自治体におけるリスク管理といったものが主になっております。

一方で（２）にありますように、地方自治体というのは消費者により近い立場に位置しておりますので、地域において効率的なリスクコミュニケーションを実施していくのは大変重要な役割を担っておりますし、また地域の方々の関心の高さに応じて、国の施策を含む具体的な食品の安全施策のわかりやすい説明と双方向のコミュニケーションというものが求められているんだと思われま。

（３）では、一方、食品安全委員会は、地方に支部機関もないので、隅々まで委員会の活動内容とかリスク評価の内容に関わるリスクコミュニケーションといったものも進めて

いくのがなかなか難しいものですから、地方自治体との協力が不可欠でありますし、逆に例えばリスク分析の考え方といった基本的なことについては、委員会が地方自治体の関係者にお伝えするとともに、地方自治体において独自に活動が広まっていくようなことが望ましいのではないかと考えられます。

そういう面では、リスクコミュニケーションの実施に当たって、委員会と地方自治体におけるお互いに足りない部分を協力しながら推進していくということが重要ではないかと考えられます。

ここで9ページをお開きいただきたいと思います。

別紙1は、昨年11月ごろに、地方自治体の皆さんを集めて全国食品安全連絡会議というのを開催したんですが、その事前にアンケートをとって、特にこれも意見交換会が中心になるんですけども、地方自治体でどのような意見交換会等が実施されているかということを中心にまとめたものでございます。

これを見ますと、地方自治体においては、例えば14ページ辺りなんですが、今後予定のテーマというところを見ていただきますと、リスク分析全般の考え方についてもっと知らせるようなこと、あるいは個別の農薬とか食品添加物などについてももう少し知っていただくような活動を、皆さんに今後考えていただきたいと思いますところが表れているかと思えます。

18、19ページは、現在、地方自治体において、今後リスクコミュニケーションを進めていく上でどんなことが課題なのか、また食品安全委員会と連携が必要と考えることはどんなことなのかということを書いていただいて、それを簡単にまとめたものでございます。

18ページの辺りでは、やはり今後の課題としましては、基礎的な知識の普及でありますとか、リスクコミュニケーションは幅広い手法がありますので、そういった手法の組み合わせでありますとか、そういうものをどうやって効率的にしていくかといったノウハウの蓄積が浅いので、いろいろ情報が欲しいといったところが主になっています。

また、19ページの●では、食品安全委員会と連携をしていくといった面では、基本的な資料、情報の提供、人材育成についての共同的な取組、講師の派遣、あるいはリスク分析の考え方の浸透といったところに連携しながら進んでいったらどうかといった意見が見られます。

これらのことを踏まえてワーキンググループで検討したところが、1ページの3.になります。1つ、食品安全委員会との連携方策を考える上で、3つほどの柱があるのかなど整理しております。

1つ目は「（１）基礎的知識を普及するための情報・資料の提供」ということでございます。

これは連携方策のところを書いてございますが、これまでもパンフレット、DVD、季刊誌とか用語集など、さまざまな資料を作成し、提供を行っておりますけれども、提供する対象をやはり明確にしながら、ニーズを踏まえた資料、情報の提供といったものが考えられるのではないかと思います。

2ページ目になりますが、そのときに、1つ目の○で、リスク分析の考え方をもう少しわかりやすく説明する資料でありますとか、各ハザードに着目したような資料、あるいは2つ目の○になりますが、委員会が作成したような資料を提供する。例えばパワーポイントの資料ですと、それを自治体の方にうまく使っていただくということも、再利用については留意が必要なんですけど、そういったことも積極的に行っていくことも必要なのではないかと思います。

2つ目の柱として「（２）人材育成」ということでございます。

先ほど出てきましたように、連携方策のところ、地域のリスクコミュニケーションを担う人材育成のための講座を地方自治体と共催しております。この考え方については、次の4.のところ整理しておりますが、このほか、地方自治体の人材育成に資するような、例えば教材などの作成が考えられるのではないかとということで、リスクコミュニケーションに携わる方のガイドブックとか、教材の作成といったことが考えられないか。

3つ目の柱として「（３）リスクコミュニケーションに関する情報の共有・提供」ということでございます。

なかなかノウハウがないものですから、各自治体においてそういったノウハウの提供でありますとか、あるいはほかの自治体がどんな活動をしているかといった情報が欲しいといったことがあるかと思います。

連携方策としましては、先ほど議論していただいたような意見交換会のガイドラインをつくるということは、地方自治体にとっても、その参考の1つになるのではないかと思いますし、また講師の派遣等の相談に対する情報提供、あるいは先ほどの資料で説明しました全国食品安全連絡会議などを通じた各地方自治体の動向について情報提供していくといったことが考えられると思います。

「4. 人材育成事業の考え方」とありますが、（１）は現在の状況です。

3ページの上にありますけど、18年度から「食品の安全性に関する地域の指導者養成講座」を開催しております、食品の安全に関する基本的な知識や経験を有する方を対象に、リ

スク分析の考え方とか委員会の取組について講義を行って、また、コミュニケーション能力を高めるための研修などを行って、地域でそういった人材を育てていくということに取り組んできております。

また、今年度からは、更にリスクコミュニケーター育成ということで、先ほど言いましたような地域の指導者育成講座を受講された方などを対象に、もう少し幅広い関係者の主張などを理解しながら論点を整理して、うまくその地域においてコミュニケーションを図っていくような、特にファシリテーション能力といったものに着目した基礎的な知識の習得とか、演習といったものを行っております。

今後は、もう少し科学的な内容をわかりやすく説明できるような、インタープリターといったらよろしいのでしょうか。そういった能力を備えるような方を育成することに取り組んでいったらどうかと考えているところでございます。

(2)の展開方向としましては、やはり地方自治体における人材の活用の戦略と密接に連携して進めていく必要がありますので、地方自治体との共催ということで、育成の目的を共有しながら進めていくことが重要だと思っています。

また、受講した方に、地域でのリスクコミュニケーションの場で活躍していただくということが重要ですので、そんな中で地方自治体が自立的にそういう活動を進めていかれるという姿が望ましい姿だと思います。

ただ、なかなかそこに一気にには行きませんので、例えば受講された方々がどのように活用、活躍できるかといったことを、モデル的に私どもとも協力しながらやってみて、例えばこういうやり方がありましたということを幅広くお伝えし、ほかの自治体へも普及していくといった取組が必要ではないか。

一番下の○になりますが、受講された方が委員会の最近の情報などを受けて、地域で引き続き活躍できるようなフォローアップ体制、あるいはそういった活躍した情報が戻ってきて、どのような意見があったかということが我々にフィードバックされるような仕組みづくりといったものを考えていくことが必要ではないか。

4ページ目なんですけど、こんなことを踏まえまして、例えばリスクコミュニケーション専門調査会としてもう少し知恵が絞れるかということで、ワーキンググループの中で出てきたものは、1つは、地方自治体のニーズの把握です。これは、先ほど説明しましたように、全国の会議の資料で、自治体の方から、大体ニーズとか現状、課題とかが上がってきていますので、そんなところかと思っております。

それらを踏まえまして、例えばリスクコミュニケーターに必要となるような基礎的な情

報を盛り込んだ教材の作成みたいなことが考えられないかといったことが提案されております。例えば自治体の担当者の方がリスクコミュニケーションに携わるといったときに、基本的にこういったことは知っておくべきであろうといった項目が入ったような教材、ガイドブックみたいなものをまとめたらどうか。イメージとしては、教材に含まれる内容ということで掲げられておりますが、リスク分析の基本的な知識とか、コミュニケーションの必要性、あるいはそういったことを理解する上で、基礎的な知識として必要なものといった内容になるかと思えます。

5 ページは、今日御欠席になりました中村専門委員から、こんな内容が考えられるのではないかということでした。

基礎的なものとしてはこんなこと、実践的な知識としてはこんなことといったことが寄せられております。

また、7 ページは、事務局側で仮にリスクコミュニケーターという方が活躍する場合には、例えば評価結果を説明するときには、「場面1」にあります。こういう知識が必要でしょう。あるいは意見の調整をする場合には、例えばリスク認知といったことも必要でしょうといった知識。それから、基礎的な知識といったものを並べてございますが、こういったことを議論していただいて、もし何か教材的にまとめられれば、1つのアウトプットとして自治体の皆様、また、そのほかの関係者の皆様にも使える教材になるのかなということで御提案がございました。

以上でございます。

○関澤座長 どうもありがとうございました。

それでは、今日は残念ながら中村専門委員がおられません。ただいま説明いただいた検討案について、まず全般的なこと何か御質問等ございましたら、御意見をいただきたいと思えます。

どうぞ。

○近藤専門委員 教材には大変興味があるのですが、実際こういう教材をつくるという前提で議論してよろしいのか。こういう教材があるべきであろうというところにとどまるのかなと思えます。

○小平リスクコミュニケーション官 そこが大変悩ましいところでして、実際つくるとなると、だれがつくるかということになりまして、事務方としては、専門家の皆様がいらっしゃるので、パーツ、パーツで何か知恵出しをしていただけるのかなと思っておりますが、実際そうすると作業が伴うものですから、そこまで負担がかけられるのか。あるいはほか

のやり方があるのかといったことも含めて、できれば自らも携わる可能性があるという視点で御議論をいただければありがたいなと思っております。

○関澤座長　どうぞ。

○田近専門委員　私は、ワーキンググループで食育を担当させていただいております関係上、地元の市のサイドに行きまして、行政の方から話を聞く機会があったんですが、やはり食育という観点からは、行政の方では、市の教育委員会と農林課が中心になってやられているとのことでした。農林課の方といろいろお話をしていきますと、やはり食品安全委員会が大変取り組んでいらっしゃる食品の安全性という概念がどうしても浸透していないという感じを受けました。

食品安全委員会の季刊誌を持って行きまして、100%安全な食べ物はないですか、安全・安心の区別ですか、ゼロリスクの問題について書いてあるものをお見せしたんですが、やはりこういうものは初めて見た、初めて聞いたというお話でした。

やはり、自治体の中でも、直接自分たちがこういう知識を得る機会がないので、何かそういう情報提供なりを必要にしているということは痛感いたしました。

それと、もう一つ、各自治体でそういういろんな食品安全に関する取組というのは、その地域の特性とかがあると思いますので、中央がコントロールするというのではなくて、地方自治体の特性を生かした活動を支援していくという考え方が大事ではないかと思いました。その意味でも、地方自治体が一番望んでいるのは、自分たちが持っていない、食品安全委員会が目指すものの知識が必要だということを痛感いたしました。

○関澤座長　田近さん、ありがとうございました。まさに的確なことをおっしゃっていただいたと思います。食品安全委員会は地方組織を持たないので、地方自治体がいろいろな取組をされるのに対して、地方自治体の主体性や地域の特殊性というものを尊重して進めるというのは非常に大事です。一方、地方自治体ではカバーし切れていない専門的な知識とか知見等があると思いますので、その点については積極的に支援する材料をいろいろ提供していくというのは大切かと思えます。

どうぞ。

○近藤専門委員　地方との連携の重要性ということはしっかりうたっていくし、みんな認識はあると思うんですが、もう一個の方の、多分検証の方とも絡んでくるんですけども、2ページの上の方にある地方からのニーズをとらえてやるのか、それとも地方でやった方がいいよというサジェスションとか示唆みたいなものがあってやっていくのか、どちらに重きを置かれるのでしょうかという気がしております。従来は、地方からの要請があって

やっていったケースが多いんですか。

質問の根拠の1つは、たまたま今日拝見したんですけれども、9ページにこれまで地方でやってきたというのがありますけれども、北海道はともかく、宮城県、東京都、岐阜県、大阪府、福岡県とあって、宮城県であれば大都市の仙台市が多いかなと読んだんですけれども、そうすると、例えば兵庫県が5回というのは、神戸という非常に大きく、非常に先進的なマインドを持っている市があるにもかかわらず少ないとか、逆に沖縄は、長年この仕事をやってきた者から言うと、沖縄というのはあまり食品の安全性について意識は高くないのです。考え方がとても平和なんです。そこで11回行われているという非常に高い数字があるんですけれども、こういう地域で行われた背景がどこにあるのかがわかると、どちら側からニーズが出てくるのかなというのわかるので、その辺の情報があればお聞かせいただきたいと思います。

○小平リスクコミュニケーション官 地方で開催する場合、食品安全委員会がやりたいということで地方でやるものと、地方自治体が食品安全委員会と共催したいという形で共催で行う場合、更には、地方自治体が主催なんです、専門の講師が必要なので、講師の派遣をする場合など、いろいろそういったパターンがございます。

委員会としてやりたいものについては、ニーズを踏まえて委員会としても伝えるべき内容を整理して、どういう場所で行おうかといったことがあります。

それから、地方自治体との共催につきましては、我々としては、例えばリスク分析の考え方とか、先ほどのゼロリスクとかの基本的な辺りをまずお伝えしたいということと、地方のニーズが合致すれば共催して、委員会の方からは、例えばリスク分析の考え方をお話しし、プラス地方で農薬とかについて具体的に講演を設けたいというときには、それを一緒に設けることによって、リスク分析の考え方と個別のものといったものを組み合わせて共催して行う。

あるいは逆に、特に地方が関心が高いので、こういった専門家の方で、例えば委員の方に来てくださいますというときには、講師を派遣する形で協力するといった形になっておりますので、私どもの希望があるところまでは共催にして、一方的なニーズである場合には講師を派遣するといった形で整理をしてございます。

○関澤座長 今の小平さんの御説明ですが、別紙1の表で見ますと、一番目のところが委員会が主にやったものの数、真ん中が地方公共団体が主催して共催したものの数、3番目が委員等を派遣したものの数になっています。

あと、近藤さんから、教材の作成について御質問があり、小平さんともこの会合の前に

お話ししましたが、既にお手持ちの資料等があって、この教材等に当てはめられるところがあるならば、それは御提供いただくということが1つ考えられますし、むしろ私は、先ほどのお話の中では、教材について作業グループみたいなものを設けられればいいのですけれども、その作業グループに例えばこの専門委員さん以外の方も何かの参考人の形で参加していただくということも、場合によっては考えられるかと思います。

もう一つは、外国のホームページなどを見ますと、いろんな的確な教材というか、相手別のコンテンツがあります。それをそのまま持ってくるということではなくて、食品安全委員会のコンテンツを充実させることによって、それはある程度別に予算の措置はできると思うんで、そこにこういうニーズがあるとか、こういうものをつくってほしい、あるいは消費者向け、地方自治体向けのものというのでニーズが上がってきたものについてどんどんつくって、用意しておいて、それを教材の中で参考にしていくというやり方もあると思います。

そういったことで、リスクコミュニケーションの活動をむしろ有機的に総合していくことが必要かなと思います。専門委員が全部背負うということには必ずしもならないと思います。

どうぞ。

○神田専門委員 この前、このワーキンググループに一度参加して、教材の中身については、その場で意見を出し合ったということではないんですね。項目だけが今、載っているということですね。

それで、リスクコミュニケーターに何を求めるのか、どんな役割を果たしてもらおうのかということとの関係で、やはり教材の中身も決まってきたいいと思いますし、既存の資料もたくさんあるねという話もそこで出ておりました、そういったものがむしろ活用できるんではないかということなので、あまりここに勢力を使わなくてもいいようなニュアンスでとらえておりました。

これは一つひとつは非常に専門的で難しくて、こういうことまで知らないといけないのかというのも逆の意味の問題ではないかと思っていますので、何をリスクコミュニケーターに求めるのかという辺りは、ちょっと勉強して、いろんな人の意見をよく聞けて、引き出せるような役割というふうに考えるとか、ここの関係では、その辺をもう少しわかるようにしておいたらいいんじゃないかと思うんです。

○関澤座長 ここでは、地方自治体が主催するときのリスクコミュニケーターという観点だと思うんですけれども、それぞれのテーマによって、ここでも挙げられていますが、食

品安全委員会の方で用意されたものでは、場合によってリスク評価結果を説明する場合とか、関係者の意見をむしろ聞きたい場合とかで、少しずつそのコミュニケーターに要求されるスキルというか、能力が違ってきます。それを全部備えた人というのは、なかなか難しいので、こういう場面ではこういったことは必要ですよということを教材なりで用意しておいて、適宜活用してもらおう。ですから、別に全部理解する必要はないかもしれない。

今日、中村さんがおいでではないので、ワーキングで出てきたそういう御意見とかがありましたら、御紹介いただければありがたいと思います。

○神田専門委員 この項目については、私たちはその場では見ていないんですね。ですので、私たちも今、初めて見ております。

○関澤座長 どうぞ。

○近藤専門委員 一番簡単なのは、今、神田さんがおっしゃったように、既にリスクコミュニケーションとはというパンフレットやリーフレット、用語集とかがありますね。あれを全部リストアップしておくだけで、参考にすべき教材という形に書き換えれば、わざわざ教材をつくらなくてもいいし、十分だと思います。

○神田専門委員 結構ありますものね。

○近藤専門委員 世の中でオープンにできるものとか、先生方が書いた著書とか、参考にすべき教材一覧表という形の方が穏やかなのかなという気はいたします。

○関澤座長 そのほか、この地方自治体との協力ということで、両者の関係、協力の在り方について御意見をいたしたいわけですが、いかがでしょうか。

最初に考えていましたのは、今回、地方自治体を中心に考えていますが、実は連携して一緒にやる相手としては、生産者の団体、消費者の団体、業界団体、NPOとかいろいろあるので、ここでは地方自治体に絞っておりますけれども、内容的には部面、部面では、ほかのいろんな方と食品安全委員会が連携していくときの参考になるものができればなど考えて、つくったらどうかなということでした。

本間委員、お願いします。

○本間委員 ここでいう教材というのは、具体的に言うとどういうものを想像したらいいんでしょうか。例えば本当の安全を確保するために日々注意すべき要項みたいなものをたくさん積み上げていくということなんでしょうか。それとも、多少それよりも抽象的なまとまった知識みたいな、そういうものを書くんでしょうか。どういうものなのか、具体的には何だろうなと思ったんです。

○関澤座長 どうぞ。

○小平リスクコミュニケーション官 ワーキングの中でちょっとお話があったのは、地方自治体の方がリスクコミュニケーションといった業務に携わる場合、基本的な食品の安全に関するバックグラウンドはある程度知っていて、しかもリスクコミュニケーションというところを行う場合、例えば社会心理学なり、そういった心理学的な知識もやはり一定程度知っている必要がある。しかも、リスク分析の考え方は、基本知識としてこういうことですよと知っている必要がある。

そういった基本的を知っておくべき、先ほど神田専門委員が言われたように、何が素質として求められるかというところにも大きく関係するんですが、そういったものが集められているようなものがあれば、大変役に立つといった話の中であったという状況でして、恐らく人によって多分内容をイメージするのは違うと思うんですが、基本的なイメージの内容はそんな感じでした。

○関澤座長 テクニカルな参考資料になるようなものは、実は幾つかございまして、アメリカの環境保護庁である EPA などには相当つくっていますし、私も多くの本で紹介しました。たとえば、日本化学会では、化学物質のリスクコミュニケーションマニュアルというのを、私も参加してつくらせていただいたことがあります。そこにはフェース・ツー・フェースのときにどういったことに注意しなければいけないとか、かなり細かいことが書かれていますし、また農水省では既に社会心理学の専門の先生をお呼びして、講習会やトレーニングコースなどを開いておられるようです。そういった内容をリリースして、ほかでも使えるようなものがあれば使わせていただいてもいいのではないかと思います。

リスクコミュニケーションについては、内容によっては、科学的なリスク評価を説明するのは違った面があると思うので、相手の理解を場合によっては事前にどういったことがわからないかということを知ること、相手の理解のレベルに十分配慮しながら説明するとか、何が一番関心を持っているかということについて調べて説明するとか、そういった別の要素が入ってくるのかなと思います。

○本間委員 そうすると、例えば表示関係なども、大学の教科書の科目みたいなあれですけども、そういうグループごとにまとめたものが将来でき上がるんですか。あまり具体的なことを想定してはいけないものかと思ったので、質問させていただきました。

○関澤座長 私の知っている範囲では、群馬県の食品安全の担当の方はリスクコミュニケーションのツールとして表示関係のわかりやすいガイドのようなみたいなものをおつくりになって、かなり好評を得て売られているそうです。そういったものも地方自治体の中では、既にやられています。岡山県でも別のものをつくっていると聞きます。徳島県でもち

よっと違ったニュアンスのものをつくっています。そういうものは、場面場面で使われることがあるのではないかと思います。

どうぞ。

○田近専門委員 私がこの間話して、いろいろお話した中では、食品安全の季刊誌のようなものが非常に興味を持たれました。堅苦しいものではなくて、ああいうものの中にリスク分析の話も入っておりますし、健康被害のことも入っています。あと、一番後ろにがん物質のことですとか安全・安心の違いとか、そういうものが書かれておまして、実生活で自分たちが知らないこと、専門家の間では常識となっていることでは、実際に自分たちは気づかないこと、知らないことを気づかせてくれるような、具体的で堅苦しくないものの方がいいと思います。

自治体の皆さんは非常に忙しいので、量もそんなに多くなくて、表ですとか、実際の場面ですとか、そういうものが入っているものがいいように思います。

○関澤座長 ありがとうございます。それはエンドユーザーのことで、今は地方自治体のリスクコミュニケーターを養成するための教材というお話だったと思うので、少し違った面が主に強調されていたと思いますが、非常に大事なことだと思います。ありがとうございます。

それでは、地方自治体の協力、ワーキングについては、またこれから御検討を重ねていただきたいと思います。今、いろんな角度から御意見をいただきまして、教材についても全部を一からつくる必要はないのではないかと。既にあるものをうまく利用していくということで、季刊誌という例も挙げられましたが、できるのではないかと御意見をいただきましたので、是非それを参考にして、もう少しこれを豊富なものにしていただければと思います。

それでは、時間の関係で第1議題と第2議題については、ここで区切りとさせていただきます。第3の議題です。「(3) 三府省におけるリスクコミュニケーションの取組について」の御報告と質疑をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小平リスクコミュニケーション官 それでは、資料3-1に基づきまして御説明させていただきます。

資料3-1の1ページから3ページにかけては、関係三府省において、先般の専門調査会以降、実施した意見交換会や説明会等につきまして記載がございます。

三府省の共催ということで、我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考えると、1ページから2ページ目の下辺りまでありますが、全国6か所でリスクコミ

コミュニケーションを実施しております。この際、三府省の共催ということで、特に管理機関に関係がございますので、厚生労働省さんの司会進行ということで6か所で意見交換が行われました。

内容としましては、今ちょうどBSEの検査のことについて関心が高まっておりますので、まだ未解決な部分があるので、全頭検査の話は時期尚早であるといった意見。逆にリスクを考えると、全頭検査は必要ないのではないか、21か月齢以上でいいのではないかといった意見も出されております。

また、飼料規制の状況や現状の管理全般のことについて、質問等がなされました。

リスクコミュニケーションの実施については、正しい理解を進めるために、継続的にこういった会を開催してほしいといったような意見も出されたところでございます。

2ページの下は、食品安全委員会で実施したということで、EUから専門家をお招きしてのリスクコミュニケーションでございます。

2のところには、農水省のものがありますが、それぞれのところで御説明があるかと思えます。

4ページ以降は食品安全委員会の取組の概要でございますが、簡単に御説明させていただきます。

4ページの上は、先ほど言いましたように、19年11月2日にEUからクーパー博士を呼びまして、欧州における遺伝子組換えの生物のリスク評価について、食品安全委員会の遺伝子組換え専門調査会の澤田座長も交えて意見交換会を行っております。遺伝子組換えの食品等における日本とEUのリスク評価の違いがどうであるかという意見交換が行われました。

続きまして、先ほど説明しましたように、全国6か所でBSEの国内対策についての意見交換会が行われております。

4ページの下ですけれども、自治体との共催によります意見交換会としましては山形県、5ページにいきまして岐阜県、栃木県ということで、それぞれ内容が若干異なりますけれども、共催で行われております。

5ページの(2)にありますように、自治体が企画したところに食品安全委員会が参加しているといった取組が行われております。

6ページの真ん中から「2. 意見・情報の募集実施状況」ですが、それぞれの評価結果についての意見や情報の募集が8ページの上まで、逐次行われております。

8ページの3でございますが、12月20日には季刊誌『食品安全』の第15号を発刊して

おります。

メールマガジンを毎週金曜日に原則的に配信しておりまして、2月末現在で5,400名ほどの登録者数になっている状況でございます。

4でございます。後で説明がありますが「食の安全ダイヤル」の質問件数といったものを載せてございます。

食品安全委員会の事務局からは、以上でございます。

○関澤座長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省の吉川情報管理専門官から、厚生労働省の活動の御報告をお願いします。

○吉川情報管理専門官 厚生労働省より資料10ページに基づきまして、御説明させていただきます。

当該期間の意見交換会といたしましては、10月27日に横浜市で行いました。こちらは横浜市にございます横浜検疫所の輸入食品検疫検査センターの見学も含めましての意見交換ということで、開催させていただきました。参加人数は、午前と午後の2部に分けて実施させていただいたんですけれども、両方を合わせて42名ということで、各部非常に小規模な意見交換会という状況でございました。この委員会の最初に御議論いただきましたけれども、逆に小規模で開催しましたもので、今まで聞きづらかったような質問であるとか、またお一人で何回も意見、御質問が発言できたということで、非常に充実した意見交換会であったと思っております。

2番目はBSEの関係ということで、先ほどの食品安全委員会、農林水産省と共催ということで開催しておりますので、詳細の御報告は割愛させていただきます。

「(2) 地方自治体・各種団体企画の意見交換会・勉強会への参加」でございまして、厚生労働省でも自治体や団体からの要請に応じまして、講師等の派遣を行っております。期間内におきましては、北海道庁よりBSEの関係についての依頼と埼玉コープから輸入食品の関係での依頼がございまして、参加させていただきました。

「2. 意見募集の実施状況」ということで、当該期間に行ったパブリック・コメントの内容、意見の提出状況についてお示しさせていただいております。

12ページは「3. 情報の発信」でございまして、ホームページを通じて、厚生労働省でも情報を発信しております。

また3の(2)ということで、当該期間におきまして情報発信をした主な内容についてお示しさせていただいておりますので、御参照いただければと思います。

以上でございます。

○関澤座長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省のリスクコミュニケーション活動について、浅川消費者情報官よろしくをお願いします。

○浅川消費者情報官 農林水産省の取組については、13 ページ以降を御覧いただきたいと思います。

「1. 意見交換会等の開催状況」ですが、去る 11 月に環境に配慮した病虫害の防ぎ方と題しまして、IPM と申します、天敵などを使って農薬をできるだけ使わないようにするという農産物の生産方法があるんですが、それについてのフォーラムを開催いたしました。何分にもあまり消費者の方には知れ渡っていないテーマですので、こちらもできるだけ工夫いたしまして、流通業者、消費者、実践している農家の方の議論の場を設けた後に、会場の方からの意見を受け付けるというやり方で運営しております。

全体的には非常に勉強になったという意見が出されたんですけども、反省点といたしましては、できる限り関係者というよりは、一般の消費者の方に IPM を知ってもらいたいなと思ひまして、そのような説明、資料にもいたしました。また事前の募集のときに、そういうものですということで募集をしたつもりだったんですけども、実際ふたをあけてみると、ほとんどの出席者が地方自体や農薬メーカーの方で、半ばプロといいますか、そういう方たちが多く出席されておりました。

冒頭の議題でも最初に募集するときに絞るかどうかみたいな議論がございましたが、こちらの思っていることと、実際来ていただいている方の関心が薄いというギャップをどうするかというのが、1 つ今後の課題として残ったと思います。

次に地方農政局レベルでのシンポジウムなどの開催でございますけれども、安全な農産物を食卓へということで、夏ごろから全国で開催しているものでございます。GAP 手法という、これも農産物の生産工程をきちんと管理して安全にものをつくるというやり方のことですが、この説明会を開いております。こちらは各地方で実際に実践している農家の方、消費者の方、流通業者の方といった関係者の方に議論をしていただいて、その後で一般の方の議論も受け付けるという形をとっております。

こちら IPM と同じような形で、そもそも GAP をよく知らないという消費者の方からの意見があったわけなんですけれども、ただ、来ていただいた方には非常に勉強になって、こういうやり方もあることがわかったという意見が多く寄せられておまして、このような形で各地方で地道にやっていくことも大事なのかなと考えております。

14 ページになりますが「(2) その他」ということで、地方自治体が企画したもの、また外国が企画したものに対して要請がありまして、講師を派遣したものでございます。本省レベル、地方農政局レベルに、講師をかなりの回数で派遣しております。

「2. 意見募集の実施状況」ということで、御覧の案件につきまして意見を募集しております。

15 ページは「3. 情報の発信」ということで、ホームページやメールマガジンを通じて情報を提供しておりまして、私たちの行っている、また食品安全委員会や厚生労働省さんが行っているリスクコミュニケーションの情報ですとか、農林水産省または関係省庁が記者公表をした食品安全に関係がありそうなものについては、幅広にメルマガなどで毎日情報を配信しているところでございます。

以上です。

○関澤座長 浅川さん、どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、食品安全モニターからの報告と「食の安全ダイアル」について、西村勧告広報課長からお願いします。

○西村勧告広報課長 それでは、資料3-2に基づいて御報告したいと思います。

これは食品安全モニターからの報告ということで、一番上が10月分になっておりますけれども、10月の1か月間にモニターからの報告は32件ありました。

内訳ですけれども、その中でもリスク関係がここでは4件になっております。

2ページの真ん中ぐらいに「2. リスクコミュニケーション関係」があると思っておりますけれども、ここでは「○ 地域指導者育成講座に対する希望」ということで、この講座をもっと継続的・定期的に開催してもらいたいというのが1点と、受講修了者に活動支援や指導者の権限を与えていただきたいという要望であります。

それに対して我が方からのコメントは、下から4~5行目に書いてありますけれども、受講者の方に資格を与える講座ではありませんということ。ただし、修了された方には、名簿に名前を登録させていただいて、最新の食品安全委員会の情報を提供しますということを書いております。

もう一点は、継続的・定期的というですけれども、できるだけ多く、全国の方に受けていただきたいので、1か所に何回もというよりは、あまねくやりたいということを書いております。

3ページの上の方は、先ほどもありましたけれども「○ WHO モイ博士の講演会に参加して」ということで、モニターさんが意見交換会などに参加した反響がこういうふうに出

ております。

その下は「○ 意見交換会に参加して」「○ 『食の安全』実践セミナーに参加して」というリアクションもあります。上の方は自治体がやっている意見交換会なんです。下も北海道ですから、いずれも自治体の意見交換会に出席しての感想です。望外の喜びであったとか、いい刺激になったという非常にいい評価をいただいております。

18 ページは、11 月分の報告結果です。この月には 27 件の報告がありまして、リスコミ関係は 3 件。

3 件の内訳ですが、19 ページの真ん中ぐらいに「2. リスクコミュニケーション関係」と書いてあります。

「○ 食を考える意見交換会に参加して」とありますけれども、これは福岡の農政事務所主催、宗像市の意見交換会に出席して非常によかったという感想を述べられています。

20 ページは、先ほども出ておりました季刊誌の『食品安全』に対する反響です。ここでは 14 号で見上委員長が食の安全・安心について書かれている。それに対して、自分もそういう意見だという感想を述べられております。

以上がモニターからの報告です。

引き続きまして、資料 3-3 に基づきまして、今度は「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について御報告いたします。

まず上が 10 月分です。この月には、75 件の問い合わせがありました。

リスコミ関係は上から 3 行目にありますけれども、1 件だけで、中身を見ますと、モニターからの報告をうちのホームページに載せていますので、そのホームページを見て、感想を電話で寄せられたということです。

3 ページは、11 月分です。この月は 85 件問い合わせがありました。

リスコミ関係は、上から 2 行目に 3 件とあります。3 件の内訳を見ますと、先ほどもありましたリスクコミュニケーション育成講座を全国でやっていますので、それについての詳細を知りたい。開催予定はいつごろかというお問い合わせがありました。

6 ページは、12 月分の質問等を載せております。この月は 82 件ありました。

リスコミ関係は 1 件でしたけれども、用語集の一部を転載したいんだけどいいかというお問い合わせでありました。

以上が「食の安全ダイヤル」の質問等に関する報告であります。

○関澤座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の御報告に関して御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○神田専門委員 前半の話との絡みもあるのでお聞きしたいと思います。

厚労省と農水省なんですが、厚労省が行った10月27日の輸入食品の安全確保に関しては42名でした。御説明では小規模でとてもよかったということなんですが、小規模というのはもともとねらって小規模だったのか、結果的にそうってしまったのか。呼びかけ方がどうだったのかとか、その辺をお聞きできればいいなと思います。

農水省も同じようなことなんですけれども、IPMも参加の偏りがあった。この辺は呼びかけ方がどうだったのかなということ。それから、テーマを決めるときに、決め方の理由をお持ちなのかということをお聞きしたいと思います。

もう一つ、意見募集の実施状況ということで、毎回こういった表が出されるわけですが、中身を見ますと、基準を変えとか基準づくりの話で、私たちがここでやっているリスクコミュニケーションに関する意見募集とちょっと違うような気がします。全く違うとは言いませんけれども、ちょっと違って、例えばBSEの話について、全国の何箇所かで20か月齢の検査をどうするかというテーマでやりましたね。意見募集でもやってみるということであると、ここで考えるリスクコミュニケーションの一環としての意見募集という感じがするんですが、ここにあるようなものは大体0件ですね。声が出てきていない。これは出しようがないわけです。だから、0件を見て、消費者や国民があまり関心がないというふうに見てもらっても困るなという思いもあります。意見募集の考え方というか、何について意見募集をしているのかとか、何か決まりがってしなければいけないものもあると思うんです。

それ以外にリスクコミュニケーションに関わるような意見募集は、どのようなことをやっていたらしゃるのかなと思いました。済みません、わかりにくいでしょうか。ここにある意見募集の中身は、ほとんど科学的な話が主ですね。

○関澤座長 それでは、それぞれお答えいただけますでしょうか。

○小平リスクコミュニケーション官 それでは、食品安全委員会からお答えします。

後段の意見募集の件につきましてですが、これは昨日の委員会でも議論になったところでございまして、例えば農薬の評価書に対する意見・情報の募集をしても、あまりない。しかしながら、それは専門家の方々が審議した評価について、また専門家の方々がチェックして、本当に意見があるときには寄せられるということで、それは大変意味があることである。

一方で、例えば農薬について漠然とした不安があるけれども、どのようにしていったら

いいかというのは、また別途、先ほど議論があったようなリスクコミュニケーションの場をどのように設定するかとか、リスクコミュニケーションのツールをどのように使って意見を双方向に交換していったらいいかということ、両にらみで考えていったらどうかといった議論がございまして、そこは本当に悩みのあるところなんですけれども、少ないからといって何もないということではないという御理解をいただきたいと思います。

○吉川情報管理専門官 厚生労働省から人数の設定ということで、神田専門委員から御質問の件ですが、実は先ほど申し上げたとおり、検疫所の検査センターの見学を含んでおりましたので、あまりたくさん的人数だと受け付けられないということで、これは最初から人数をかなり絞り込んだ形で開催させていただきました。

実際のところ、土曜日に開催したということが関係したのかどうかわかりませんが、私どもの募集よりも少し少なかったという状況でございます。

それから、意見募集ということで御意見をちょうだいいたしましたが、意見募集の結果をどう我々が考えていくかということもございまして、現状として、規格基準については法律事項ということになりますので、きちんと御意見を聞くことが必要であろうということでやっているものでございます。

○浅川消費者情報官 農林水産省の関係で御質問があった IPM でございますけれども、IPM に限らずいろいろ説明会などを行う際には、できるだけ時間的な余裕をもって広い範囲に告知をする形にしております。ホームページなどでの開催通知でもそうですし、先ほど御説明したメルマガなどを通じて会員になっておられる方への配信、また個別に消費者団体、地方公共団体といったところにも、今度こういうものをやりますという形で開催通知を出しております。

そういうことからいうと、ほかにいろいろやっているものと何か違うというか、範囲を狭めたような開催案内をしたわけではないんですけれども、結果として、関心を持っていたのは地方公共団体の方が多かったということかなと思っております。

先ほど厚生労働省から御説明があったこととあまり変わらないんですけれども、意見募集については、私どもも法律などに基づいて、また食品の安全性など、安全に関わるものについては、パブリック・コメントという形で一般に意見を仰ぐという運用をしているところです。

○関澤座長 ありがとうございます。

リスクコミュニケーションは、対消費者だけではなく、科学者対科学者という面もあると思います。プロセスの透明性や科学的な基準を決めるときの透明性は、すごく大事な局

面だと思えます。ですから、テーマによって一般的に農薬に対する不安をどう考えるかということ、また別に意見募集なり討論会、意見交換会などを開く必要があると思えます。

私から質問なんですけれども、食品安全委員会がなさっているメルマガなんですけど、登録されている方の御所属というか、バックグラウンドについては把握しておられるんですか。

○小平リスクコミュニケーション官 御登録いただくときに、職種といった形で大きく8つに分けてございますが、消費者団体なり生協の方、あるいは2番目として主婦、学生、無職の方、生産者の方、食品関係事業者の方、マスコミ関係の方、行政関係の方、研究機関の方、その他といったことで、一応のバックグラウンドを取ってございます。

○関澤座長 どういう方が増えてきたかということ进行分析しようと思えば、できるわけですね。

○小平リスクコミュニケーション官 それはできます。

○関澤座長 ほかに何かございますでしょうか。どうぞ。

○岡本専門委員 これは提案というか、お願いの部分もありますけれども、地方で開く場合、限られたものが同じ日にぶつかったということがありますので、その辺を検討していただきたい。

例えば愛知県の名古屋でやるものと岐阜という、電車にしたら30分です。愛知県の隅っこに行くよりは、時間的には短いにもかかわらず、同じ時間帯だと出られない。勿論、共催のところがおありなので、一方的に決めることはできないと思うのですけれども、できれば調整していただけたらうれしいなと思えます。

○関澤座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○近藤専門委員 誠に申し訳ない質問です。直接リスクコミュニケーションに関係ないんですが、今、消費者庁の動きがありますので、何か食品安全委員会で動きがあれば、情報としてちょうだいできれば大変ありがたいです。何もないならいい結構です。

○齊藤事務局長 消費者庁とか消費関係の施策の一本化であるとか、機関の設立関係は、同じ内閣府ですが、国民生活局が中心にやっております。国民生活局が従来から消費者行政の窓口ないしは消費者行政全体の調整をやることになっております。現時点で食品安全は無関係ではなく、偽装問題などで話題となっておりますけれども、より広い立場で、消費者行政全般ということで、大臣につきましても、岸田大臣が国民生活担当ということで、岸田大臣を中心に国民生活局で検討されている状況です。

具体的な内容については、今の時点では私どもも十分な情報がありませんし、まだ検討途上だろうと思います。今日たまたま国会の召集日で、施政方針演説があると思いますが、その中でも何らかの言及はあろうかと思いますが、具体的な内容になるのかどうか、その辺の最終的なところは演説の中で明らかになるだろうと思います。直接的に食品安全委員会の活動と、現時点でリンクするような動きにはなっておりません。

○関澤座長 ありがとうございます。

予定された時間いっぱいになってしまいました。是非今日言っておきたいということがございますでしょうか。

ございませんでしたら、次回は2月27日です。ワーヘニンヘン大学のリン・フルワー博士をお迎えして意見交換することになっておりますが、残念ながら、私は大学の用務がありまして出席できない可能性が高いので、場合によっては座長代理の方に進行をお願いすることになるかもしれません。もう少しはっきりいたしましたら、御相談させていただきたいと思います。

今、5つのワーキンググループがございます。既にいろいろ検討を進めていただいているグループもございますが、これからというところもおありかと思えます。是非積極的にどんどん検討をしていただきたいと思えます。今日の御意見もありますし、進めていただければと思えます。最終的には来年度の夏過ぎぐらいまとめることになると思えますので、そこをにらんで素案をつくって、是非調査会に御提案いただきたいと思えます。

事務局から御連絡事項がございましたら、お願いします。

○小平リスクコミュニケーション官 1点済みません。海外から専門家の方を招聘するという制度がございまして、もし招聘について、こんな方がいいという御推薦があったらいただけないかということをごそれぞれ専門委員にお願いしておりましたが、まだ推薦がないんですが、もしありましたら、よろしくお願ひしたいということでございます。

以上でございます。

○関澤座長 専門調査会自体はそれほど頻繁には開かれませんが、ワーキンググループという形で個々の議論は相当程度詰めていただきたいと思えます。お忙しいと思えますが、専門委員の皆様には是非御自分の御関心がおありの分野で、ワーキンググループなどで御意見をいただければと思えます。また事務局から個々の進行について御案内があつて、専門委員にコメントを求める機会もあると思えますので、御協力のほどよろしくお願ひします。

それでは、今日はお忙しいところ、御参加、活発な御討論ありがとうございました。

